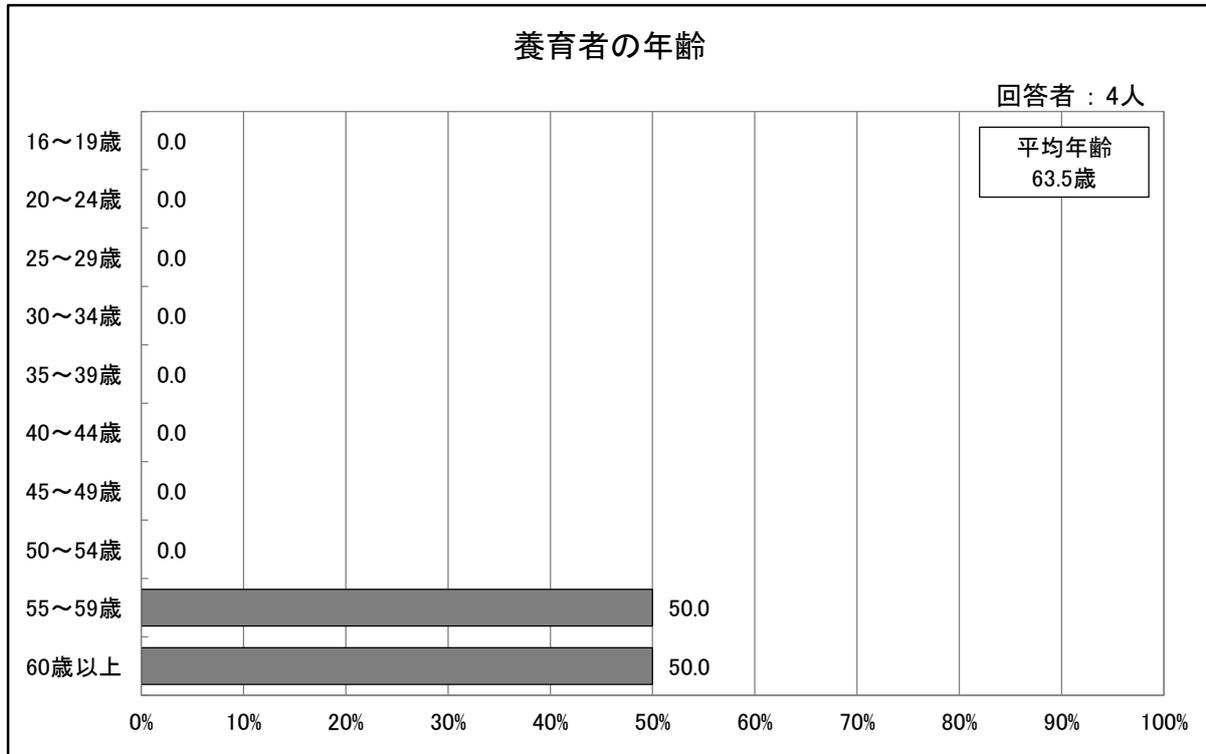


## 1 両親のない子のいる世帯の状況について

### (1) 養育者の年齢

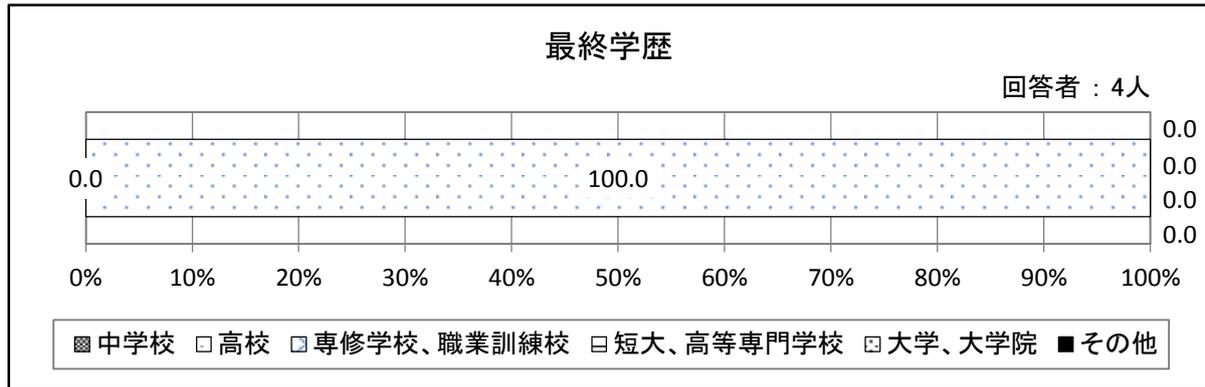


### 養育者の年齢は55歳以上、平均年齢は63.5歳

両親のない子のいる世帯の養育者の年齢は「55～59歳」、「60歳以上」がいずれも50.0%となっている。

両親のない子のいる世帯

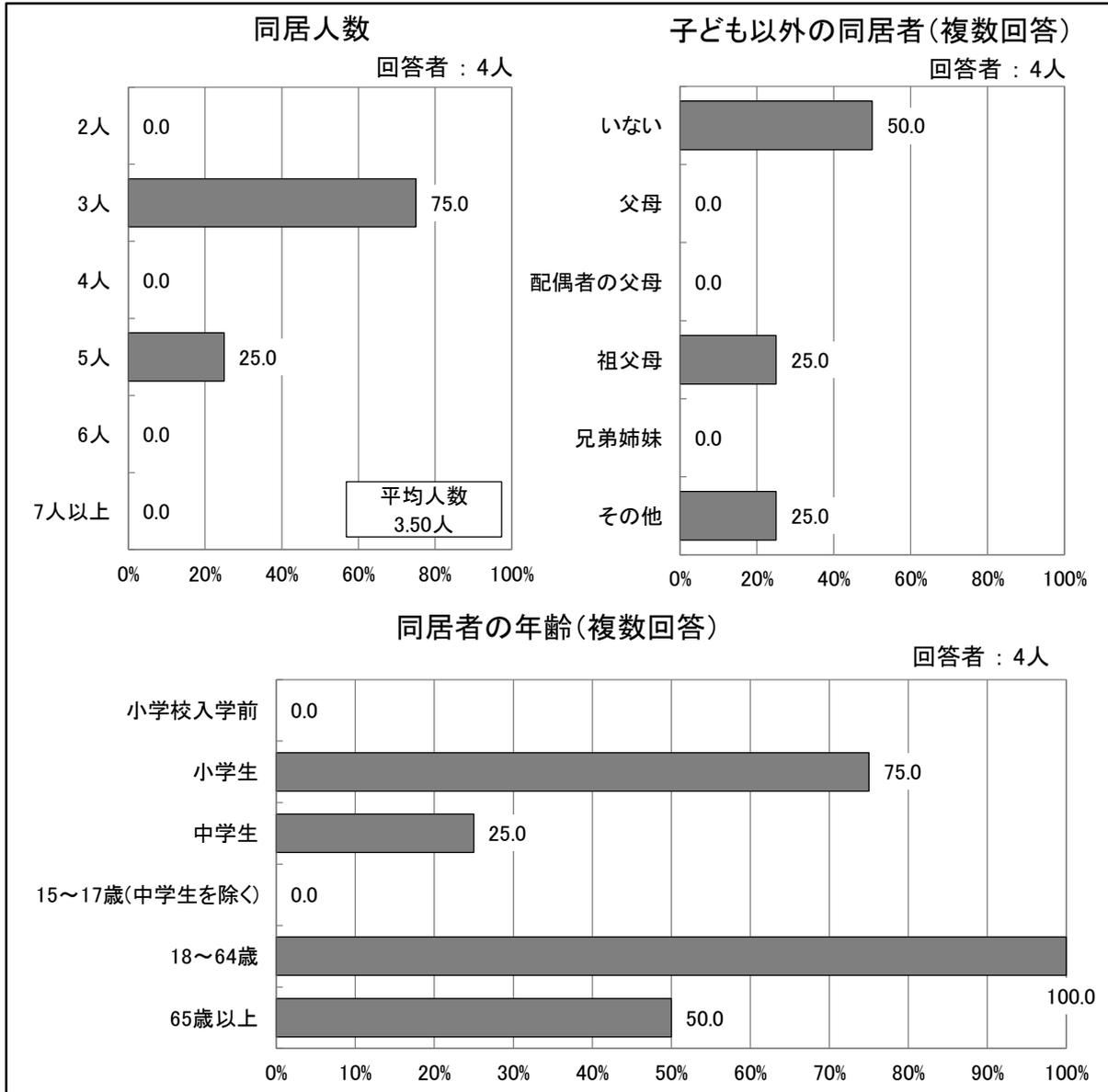
## (2) 最終学歴



### 最終学歴は、高校となっている

両親のない子のいる世帯の養育者の最終学歴は「高校」となっている。

(3) 同居の家族



※「子ども以外の同居者」「同居者の年齢」は、人数に関わりなく、該当があると回答された項目の割合を示している  
(例:「小学生」であれば、回答者 4 人×75.0%≒3 人(世帯)に該当者がいることが分かる)

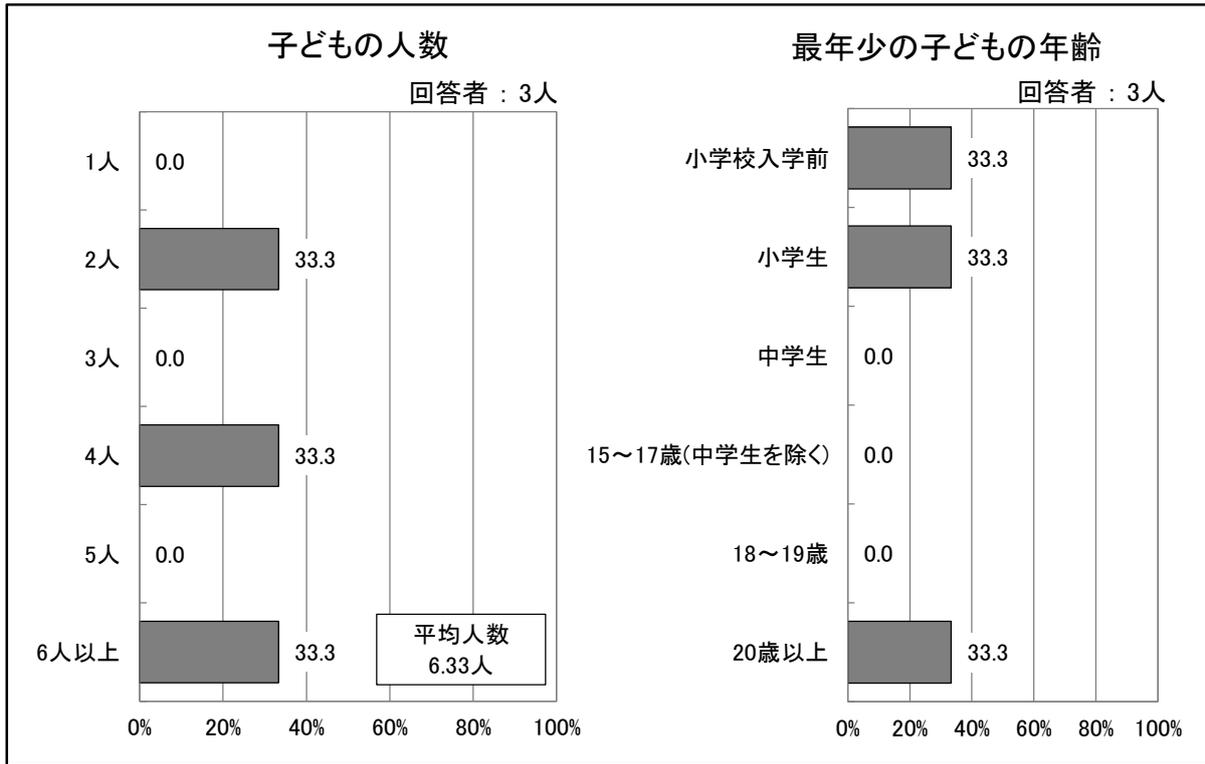
**同居人数は3人が約8割、平均同居人数は3.5人**

本人を含む同居人数は「3人」が75.0%と最も多く、次いで「5人」(25.0%)となっており、平均同居人数は3.5人となっている。

子ども以外の同居者については「いない」が50.0%と最も多くなっている。

同居者の年齢は、「18~64歳」が100.0%と最も多く、次いで「小学生」(75.0%)となっている。

(4) 子どもの人数と最年少の子どもの年齢

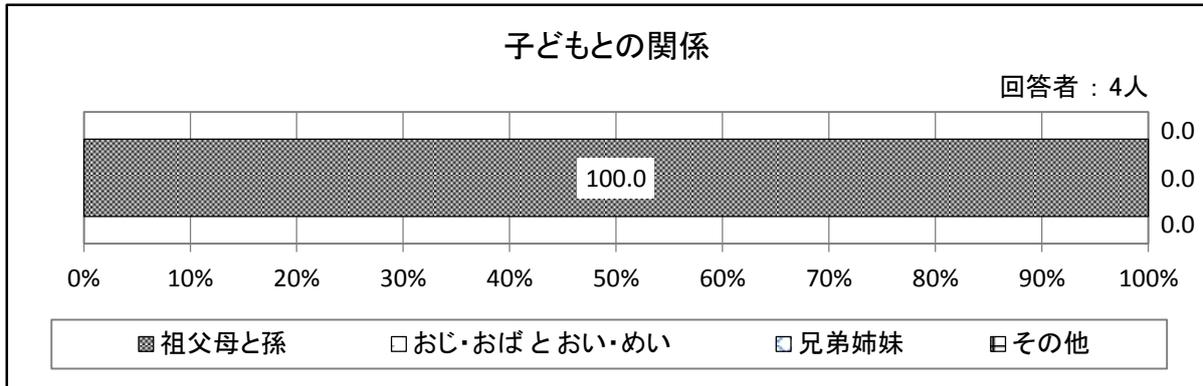


子どもの人数の平均人数は 6.33 人

養育者の子どもの人数は「2人」、「4人」、「6人以上」がいずれも 33.3%となっており、子どもの平均人数は 6.33 人となっている。

## 2 両親のない子いる世帯になった当時の状況

### (1) 両親のないお子さんとの関係



### 養育者は祖父母となっている

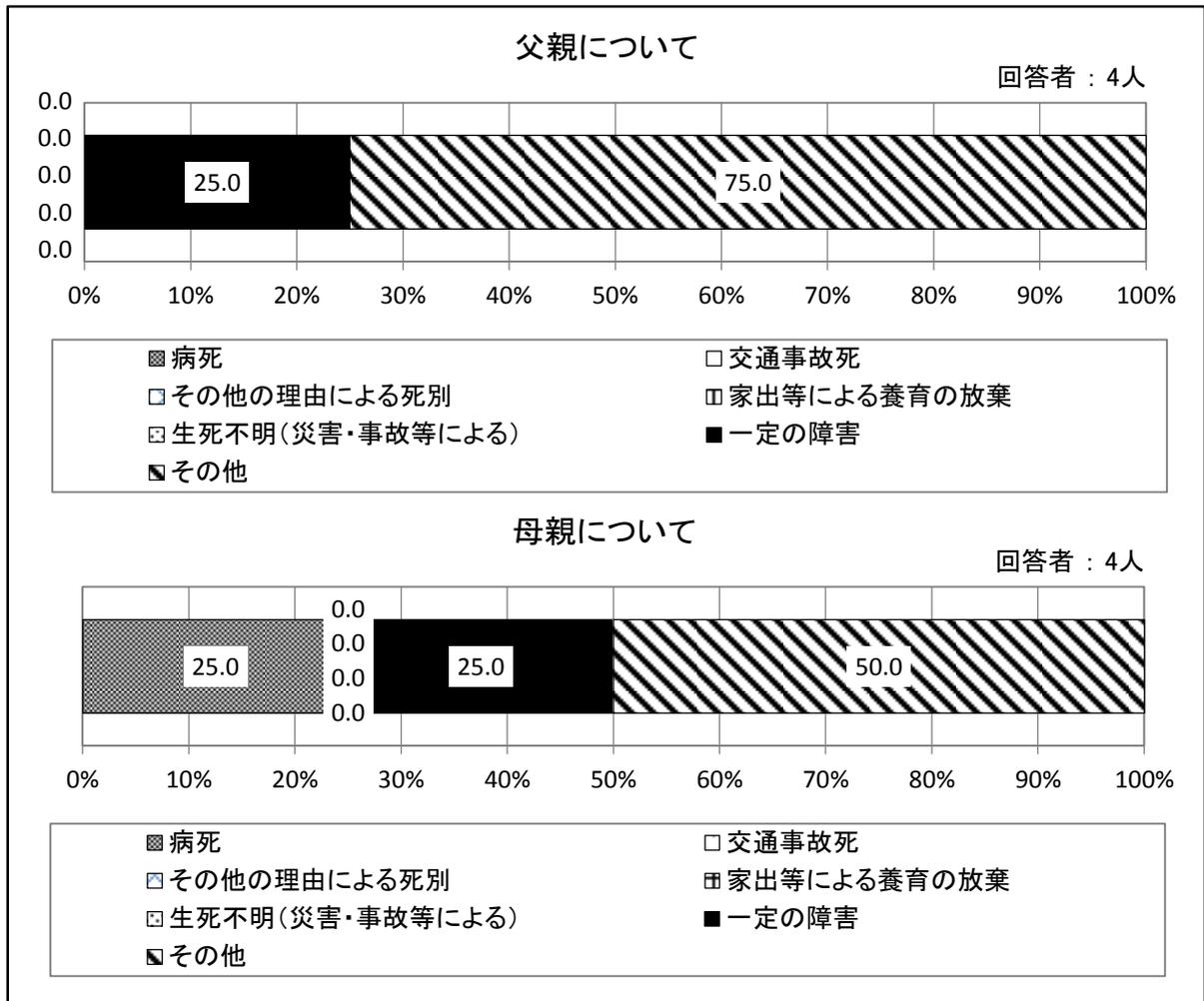
養育者と子どもとの関係は「祖父母と孫」となっている。

単位：%

	祖父母	伯(叔)父母	兄弟姉妹	その他
国(平成28年) 養育者世帯	66.7	8.9	6.7	17.8

※国「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査」より

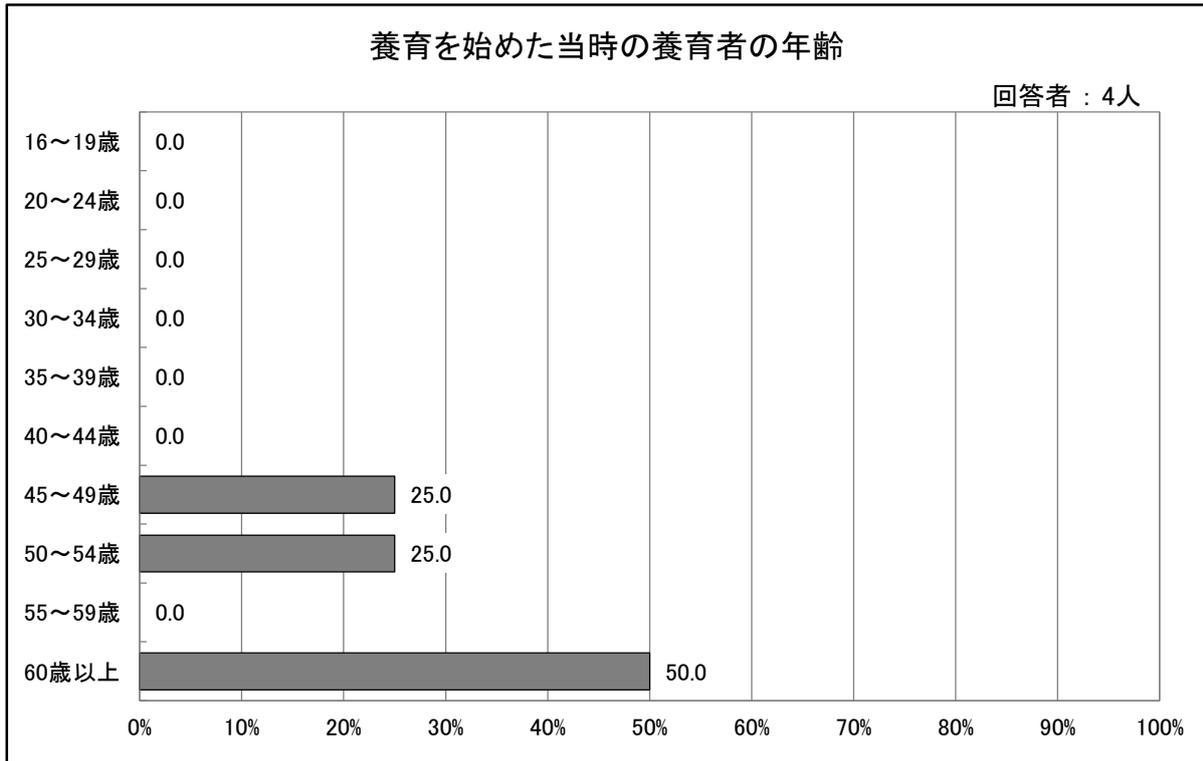
(2) 両親が子どもを養育できない理由



**両親が子どもを養育できない理由は  
父親は一定の障害、母親は病死と一定の障害**

両親のない子のいる世帯について、両親が子どもを養育できない理由は、父親は「一定の障害」が最も多く、母親は「病死」と「一定の障害」が最も多くなっている。

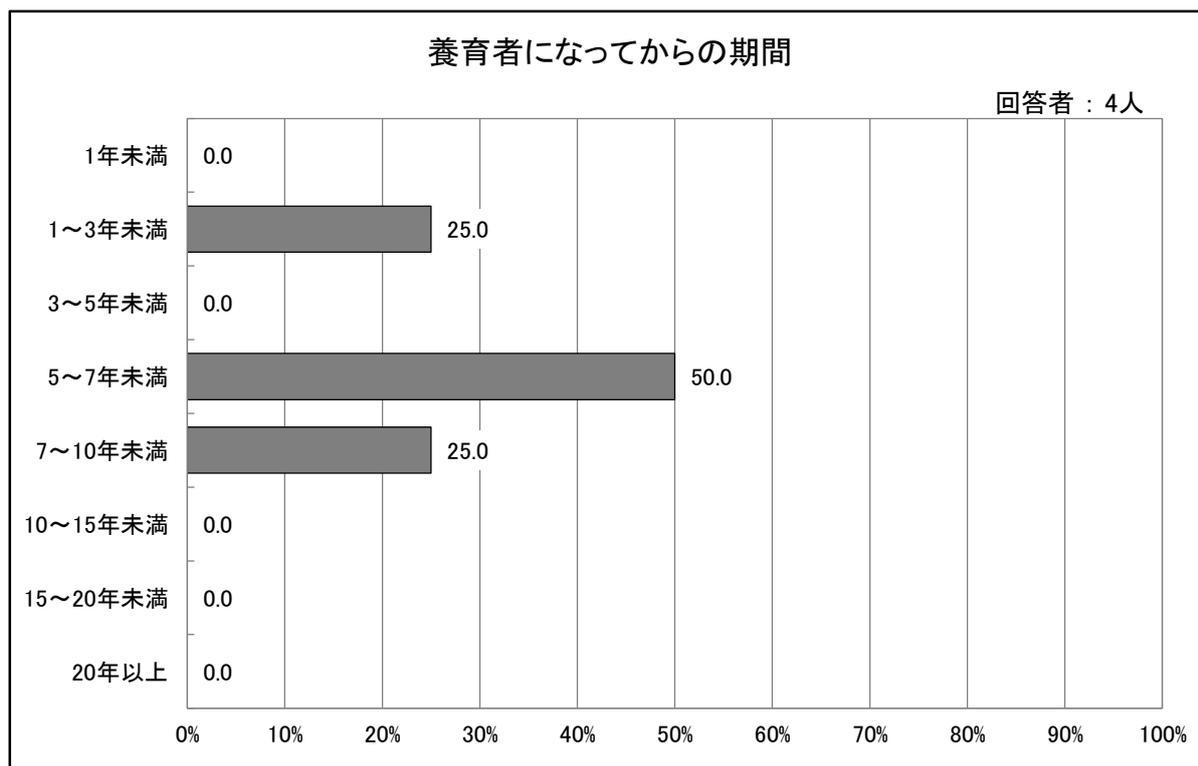
(3) 養育を始めた当時の養育者の年齢



**養育を始めた年齢は 60 歳以上が5割**

養育を始めた当時の養育者の年齢は「60歳以上」が50.0%と最も多く、次いで「45～49歳」と「50～54歳」がいずれも25.0%となっている。

(4) 養育者になってからの期間

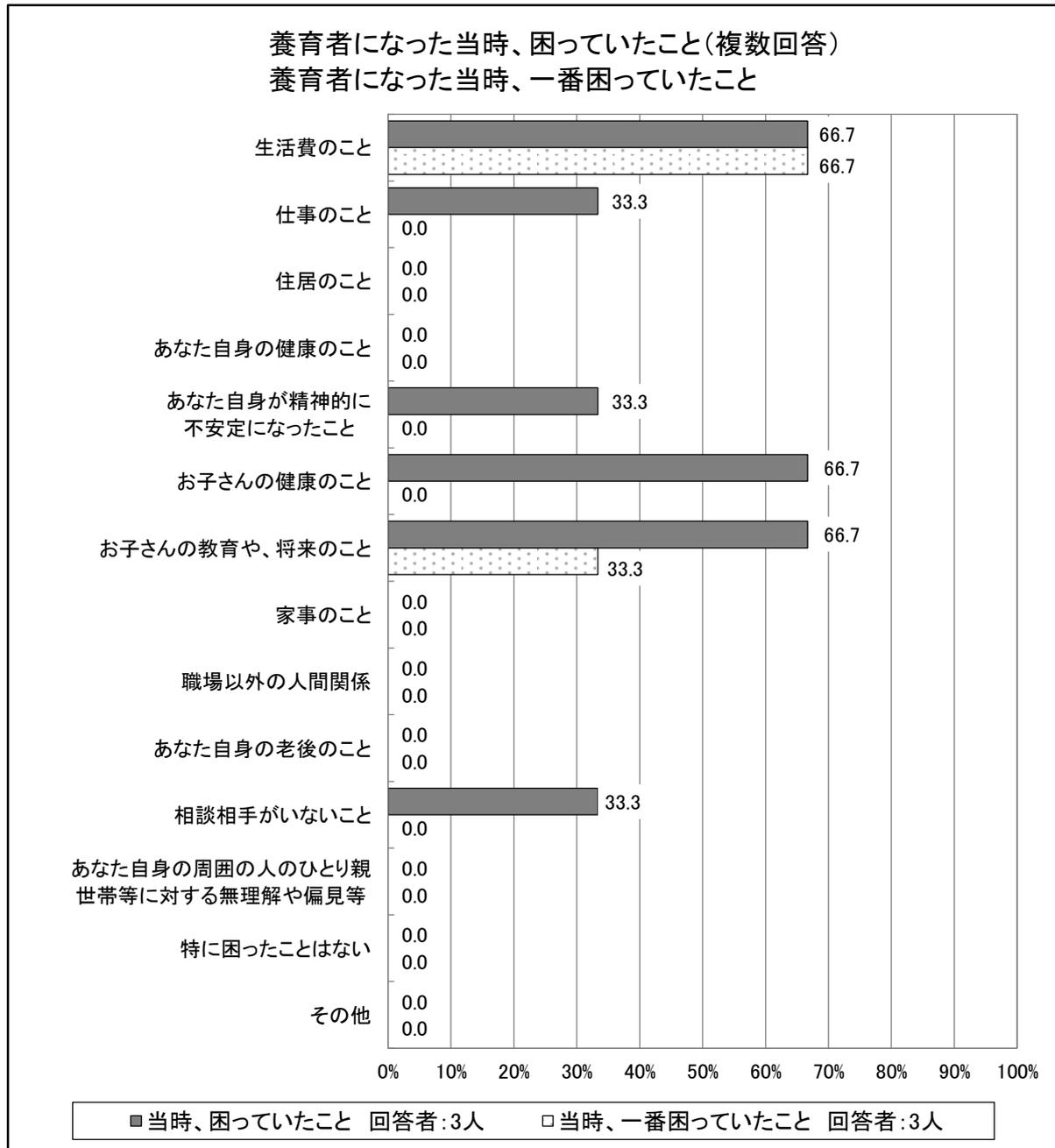


**養育者になってからの期間は5~7年未満で約5割**

養育者になってからの期間は、「5年~7年未満」が50.0%と最も多く、次いで「1年~3年未満」と「7年~10年未満」がいずれも25.0%となっている。

(5) 両親のない子のいる世帯の困りごと・相談先

- ①「養育者になった当時、困っていたこと」と  
「養育者になった当時、一番困っていたこと」

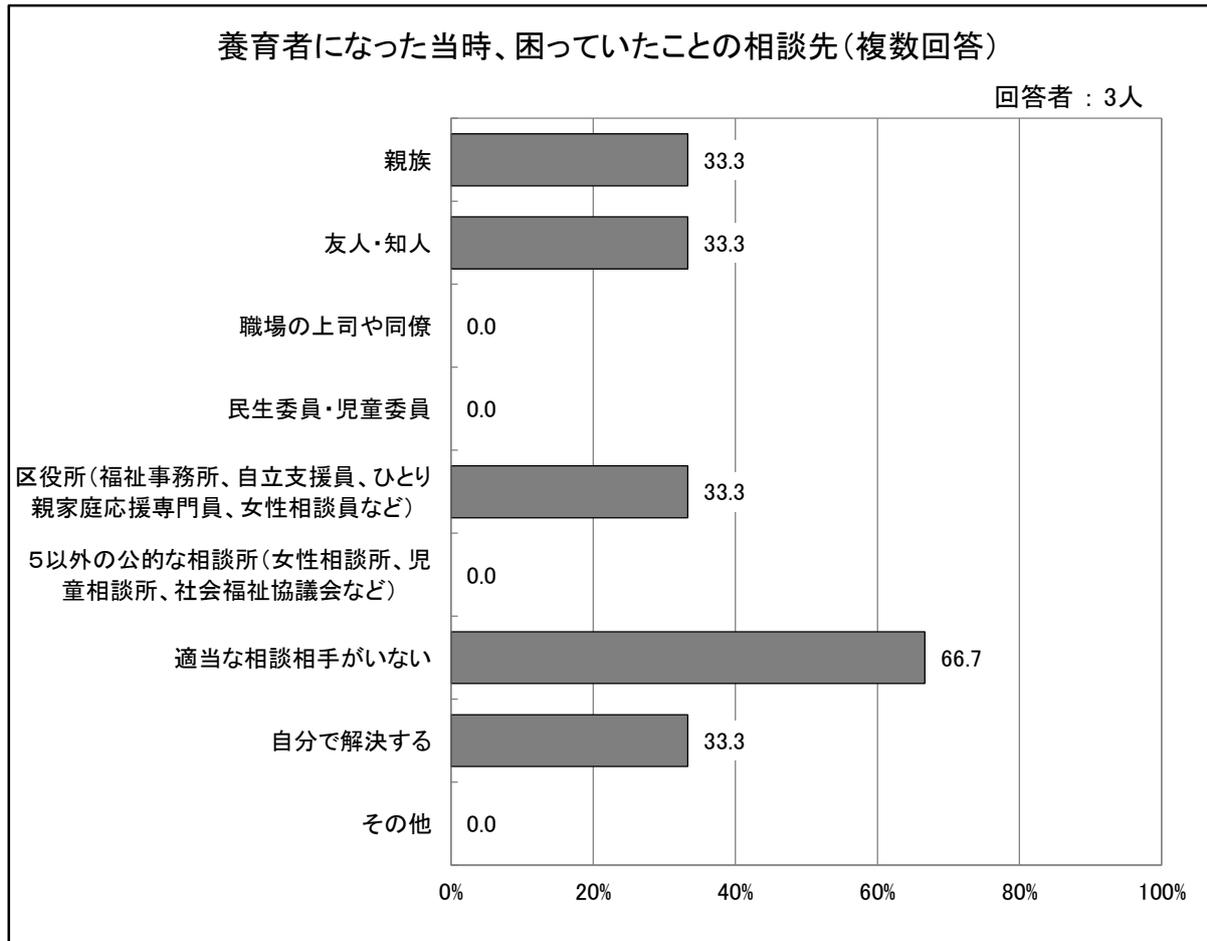


**当時、困っていたことは、  
生活費のこと、お子さんの健康のこと、お子さんの教育や将来のこと**

養育者になった当時、困っていたことがある人は、全体の10割を占めており、困っていることの内容は「生活費のこと」、「お子さんの健康のこと」、「お子さんの教育や、将来のこと」がいずれも66.7%と最も多くなっている。

また、当時、一番困っていたことは「生活費のこと」(66.7%)が最も多くなっている。

②養育者になった当時、困っていたことの相談先



困っていたことの相談先は、適切な相談相手がないが約7割

養育者になった当時、困っていたことの相談先は「適切な相談相手がない」が66.7%と最も多くなっている。

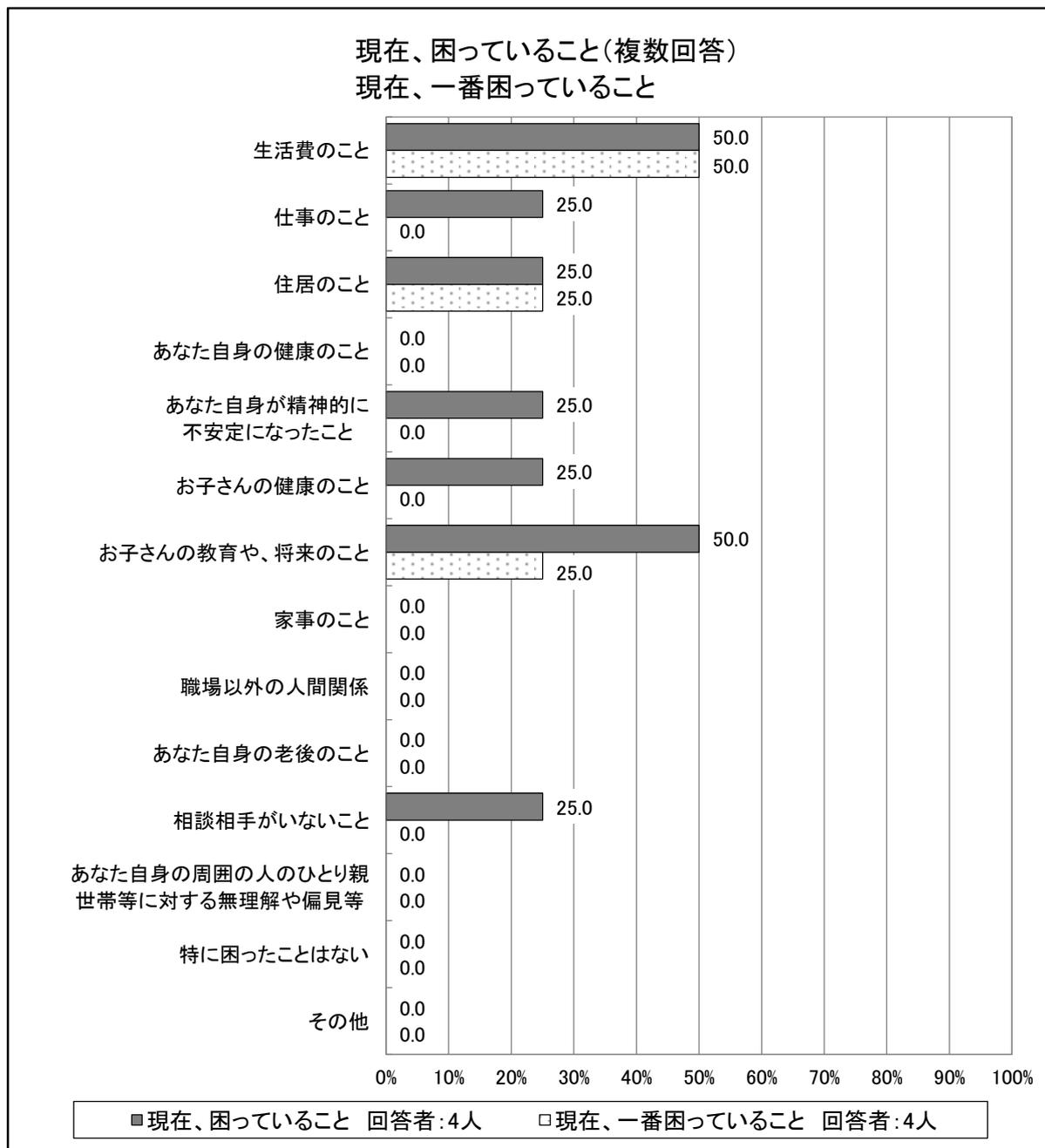
◆ 養育者になった当時、困っていたこと別(当時、困っていたことの相談先)

単位：%

	件数	相談先（複数回答）										
		親族	友人・知人	職場の上司や同僚	民生委員・児童委員	区役所（福祉事務所、自立支援員、ひとり親家庭応援専門員、女性相談員など）	5以外の公的な相談所（女性相談所、児童相談所、社会福祉協議会など）	適当な相談相手がない	自分で解決する	その他	無回答	
当時、困っていたこと (複数回答)	生活費のこと	2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	仕事のこと	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	住居のこと	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	あなた自身の健康のこと	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	あなた自身が精神的に不安定になったこと	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	お子さんの健康のこと	2	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	お子さんの教育や、将来のこと	2	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	家事のこと	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職場以外の人間関係	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	あなた自身の老後のこと	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	相談相手がないこと	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	あなた自身の周囲の人のひとり親世帯等に対する無理解や偏見等	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特に困ったことはない	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

養育者になった当時、それぞれ困っていたことの相談先について、「適当な相談相手がない」が多くなっている。

③「現在、困っていること」と「現在、一番困っていること」



現在、困っていることは、生活費のことが5割、お子さんの教育や将来のことが5割

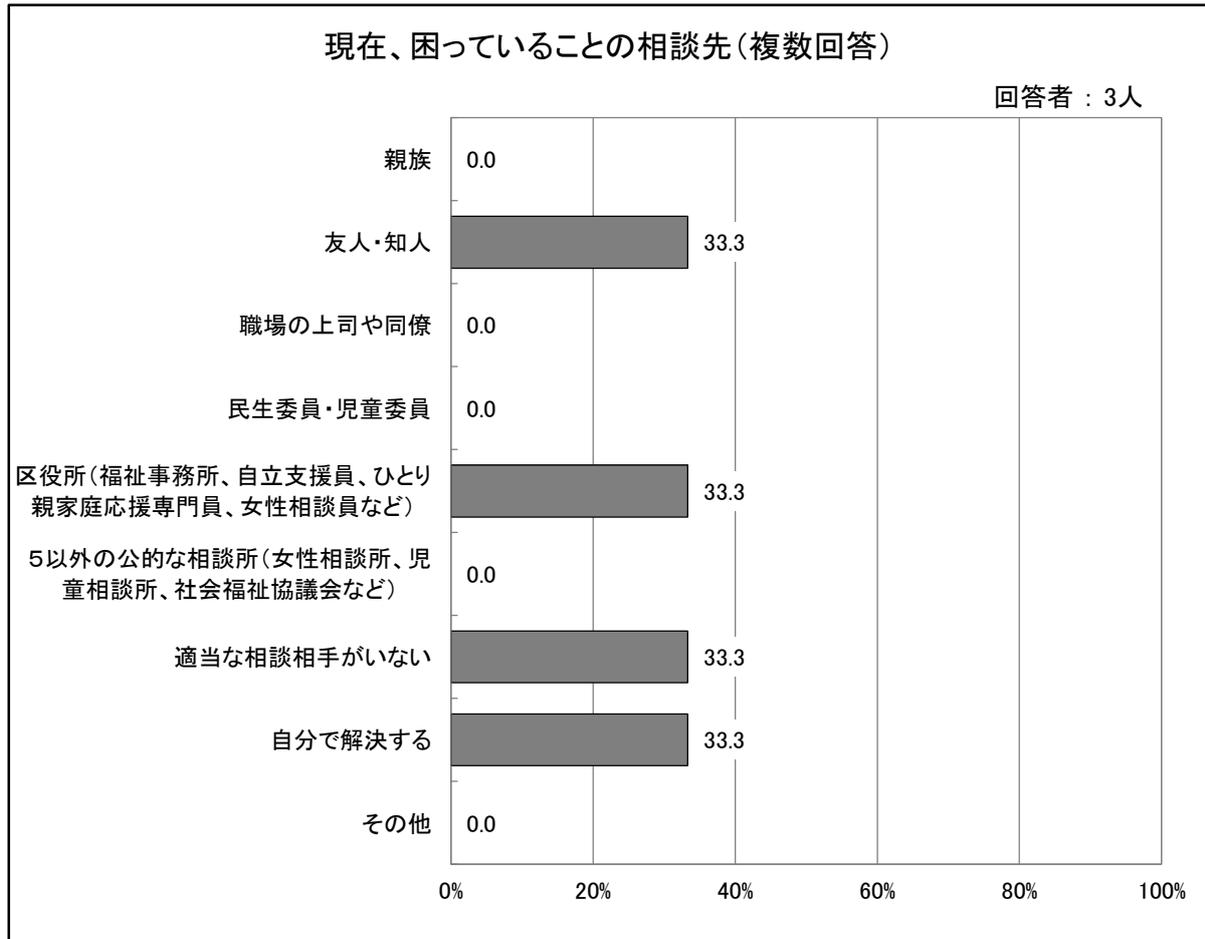
現在、困っていることがある人は、全体の約10割を占めており、困っていることの内容は「生活費のこと」、「お子さんの教育や、将来のこと」がいずれも50.0%と最も多くなっている。

単位：%

	養育者が困っていること(最も困っていること)						
	家計	仕事	住居	自分の健康	親族の健康・介護	家事	その他
国(平成28年)養育者世帯	22.6	6.5	6.5	38.7	19.4	3.2	3.2

※国「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査」より  
 ※表中の割合は「特にない」と不詳を除いた割合である。

④現在、困っていることの相談先



困っていることの相談先は、友人・知人、区役所

現在、困っていることの相談先は、「友人・知人」、「区役所（福祉事務所、自立支援員、ひとり親家庭応援専門員、女性相談員など）」、「適当な相談相手がない」、「自分で解決する」がいずれも 33.3%となっている。

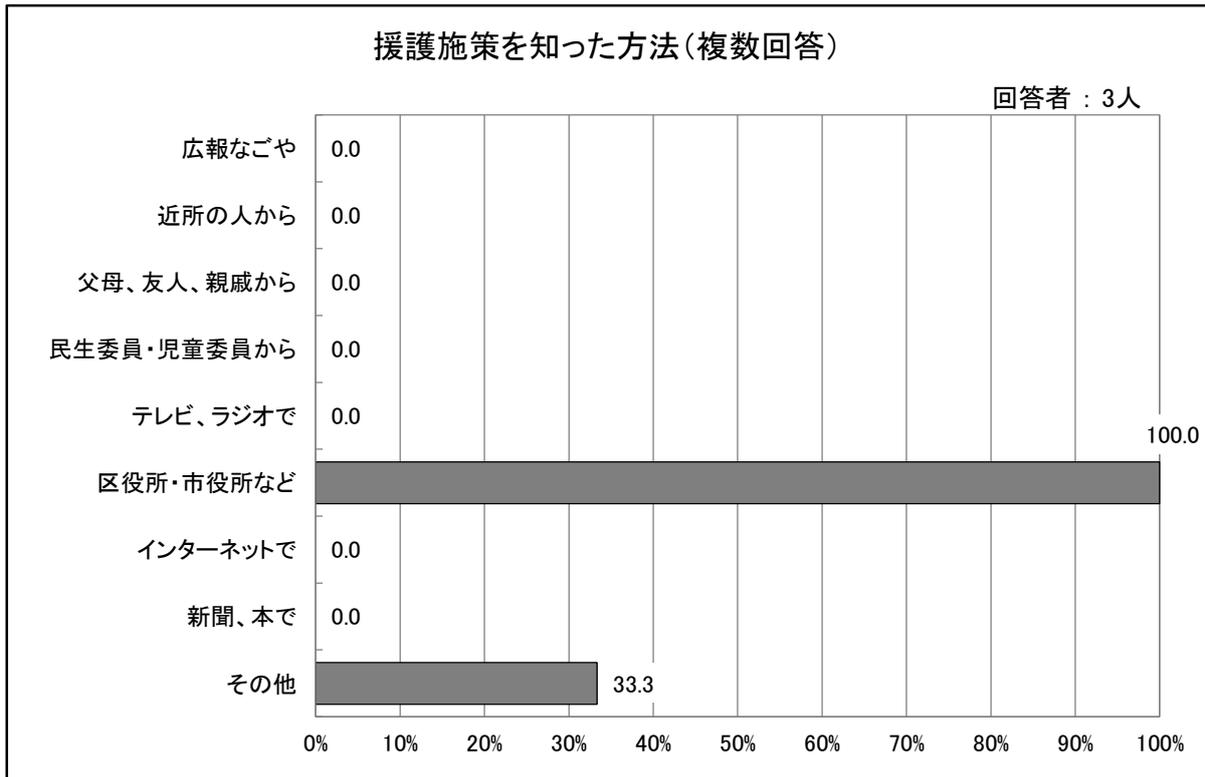
◆ 困っていること別(困っていることの相談先)

単位：%

	件数	相談先（複数回答）										
		親族	友人・知人	職場の上司や同僚	民生委員・児童委員	区役所（福祉事務所、自立支援員、ひとり親家庭応援専門員、女性相談員など）	5以外の公的な相談所（女性相談所、児童相談所、社会福祉協議会など）	適当な相談相手がいない	自分で解決する	その他	無回答	
現在、困っていること (複数回答)	生活費のこと	2	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	仕事のこと	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	住居のこと	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	あなた自身の健康のこと	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	あなた自身が精神的に不安定になったこと	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	お子さんの健康のこと	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	お子さんの教育や、将来のこと	2	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	家事のこと	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職場以外の人間関係	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	あなた自身の老後のこと	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	相談相手がいないこと	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	あなた自身の周囲の人のひとり親世帯等に対する無理解や偏見等	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特に困ったことはない	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

養育者が現在、それぞれ困っていることの相談先について、「区役所（福祉事務所、自立支援員、ひとり親家庭応援専門員、女性相談員など）」が多くなっている。

(6) 援護施策を知った方法

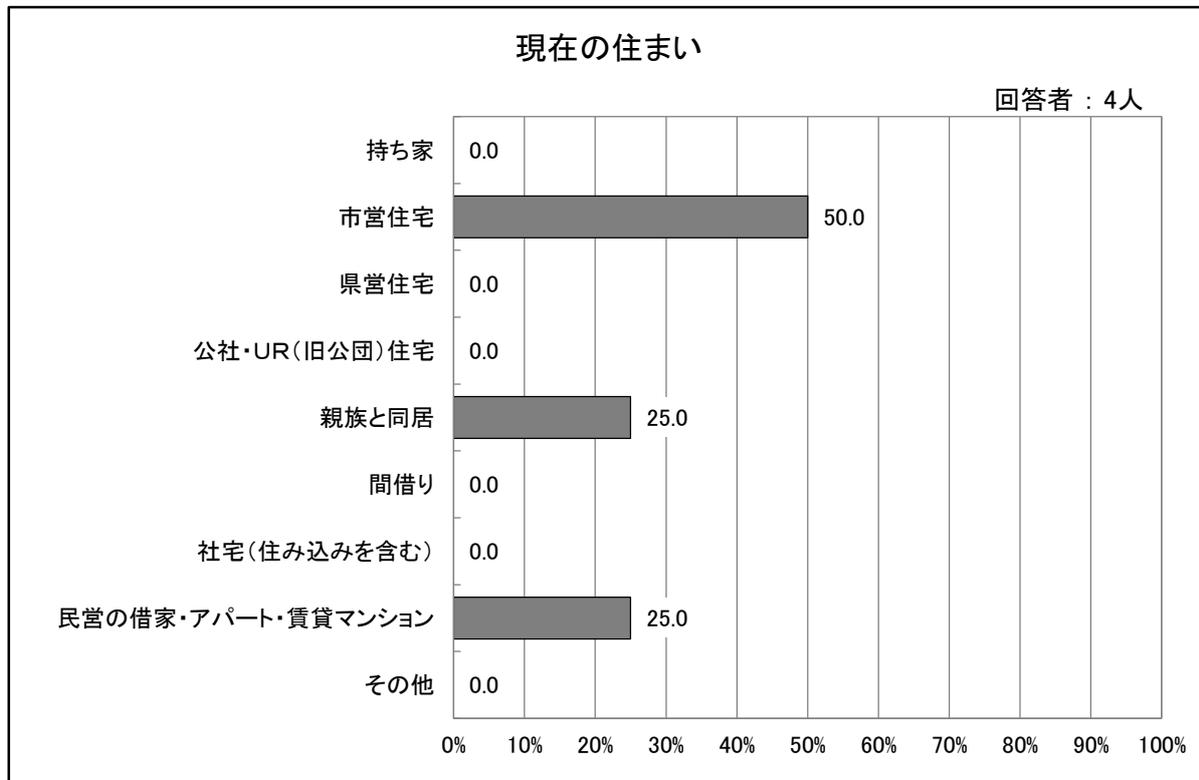


**援護施策を知った方法は、区役所・市役所など**

両親のない子のある世帯になった当時、養育者に対する援護施策を知った方法は、「区役所・市役所など」が100.0%と最も多くなっている。

### 3 住まいについて

(1) 現在の住まい



#### 住居は市営住宅が5割

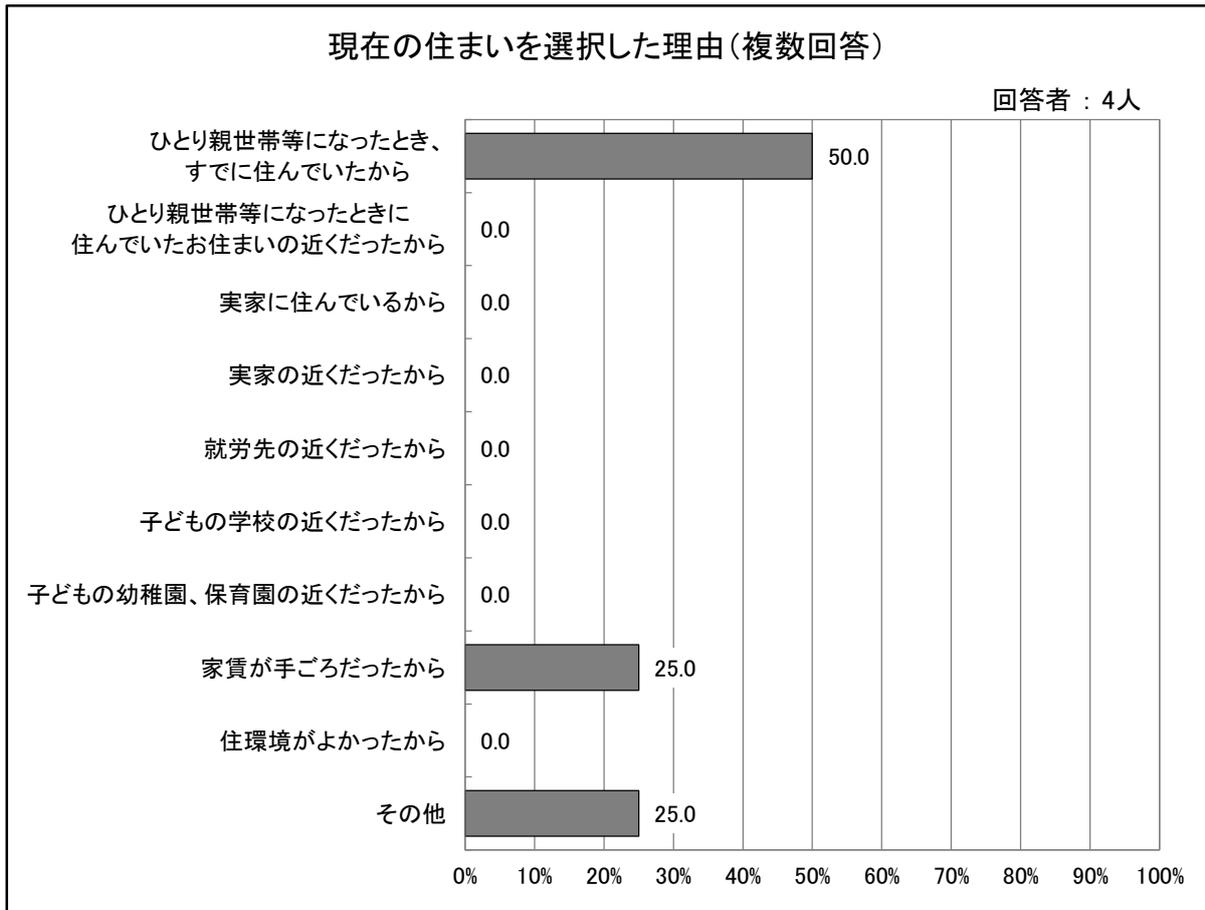
両親のない子のいる世帯の住居は、「市営住宅」が 50.0%と最も多く、次いで「親族と同居」、「民営の借家・アパート・賃貸マンション」がいずれも 25.0%となっている。

単位：%

	住居の所有状況						
	持ち家		借家等				
	うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	賃貸住宅	同居	その他	
国(平成 28 年) 養育者世帯	66.7	57.8	8.9	-	8.9	11.1	-

※国「平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査」より

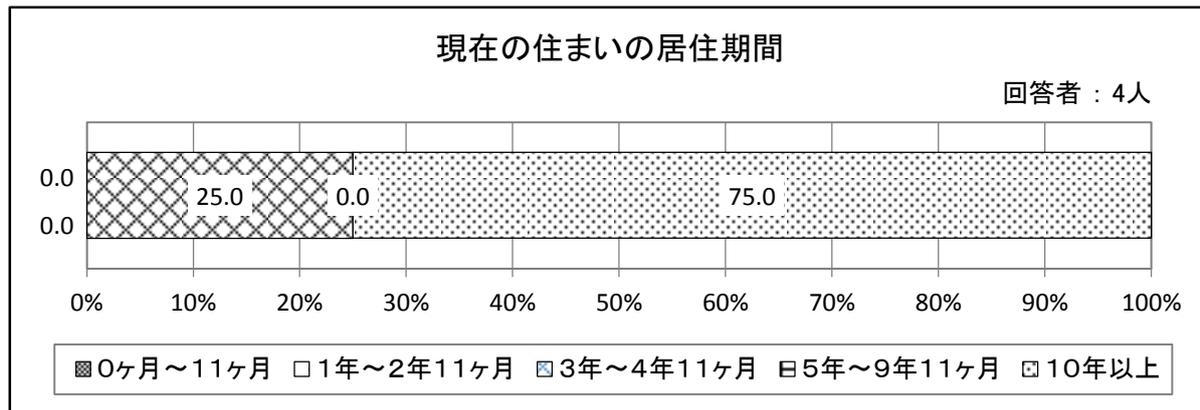
(2) 現在の住まいを選択した理由



**すでに住んでいた人が5割**

現在の住まいを選択した理由をみると、「ひとり親世帯等になったとき、すでに住んでいたから」が 50.0%と最も多く、次いで「家賃が手ごろだったから」が 25.0%となっている。

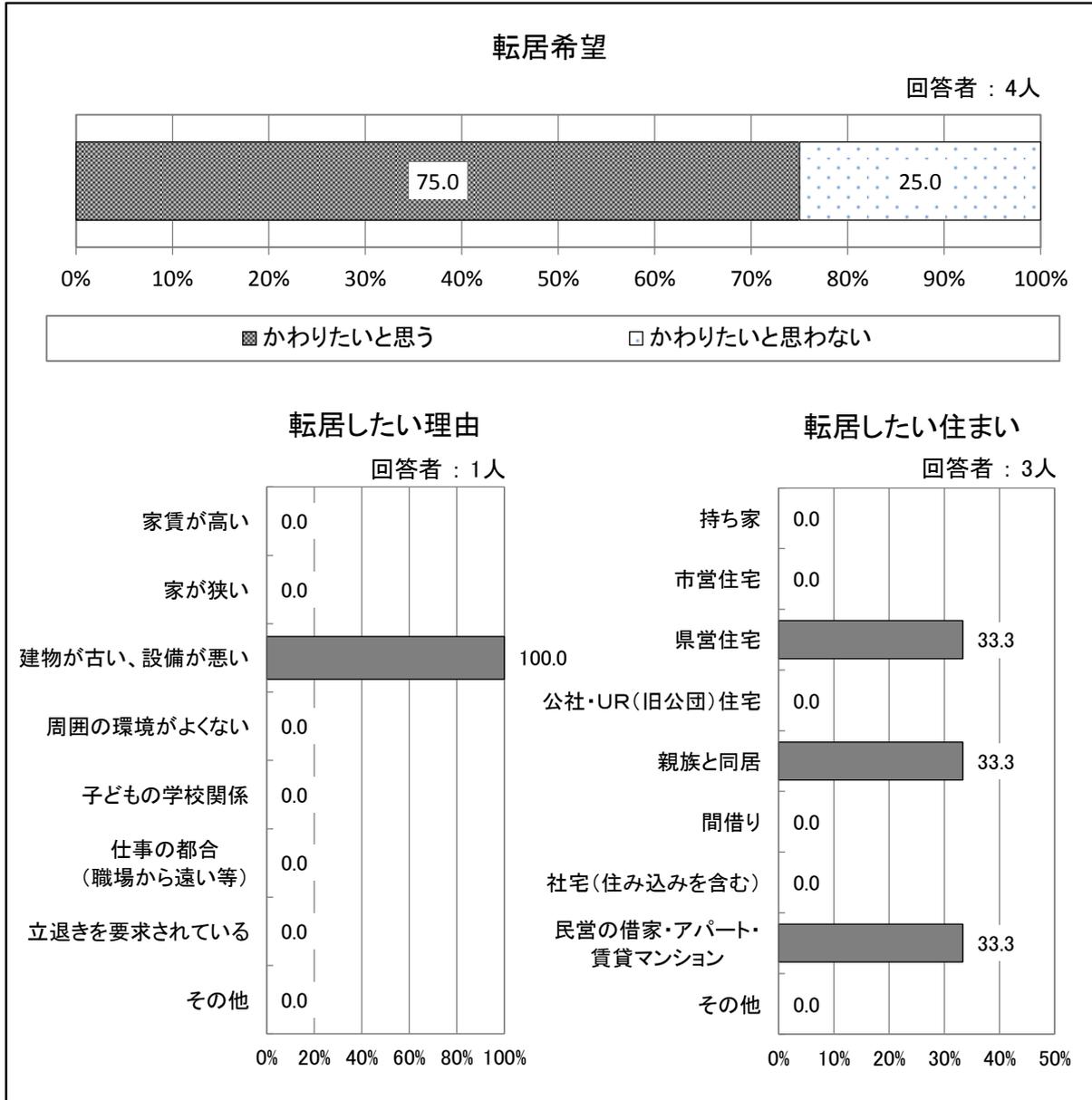
(3) 現在の住まいの居住期間



**現在の住まいに住みはじめて10年以上が約8割**

現在の住まいの居住期間をみると、「10年以上」が75.0%と最も多く、次いで「3年～4年11ヶ月」が25.0%となっている。

(4) 転居の希望・住まいの不満

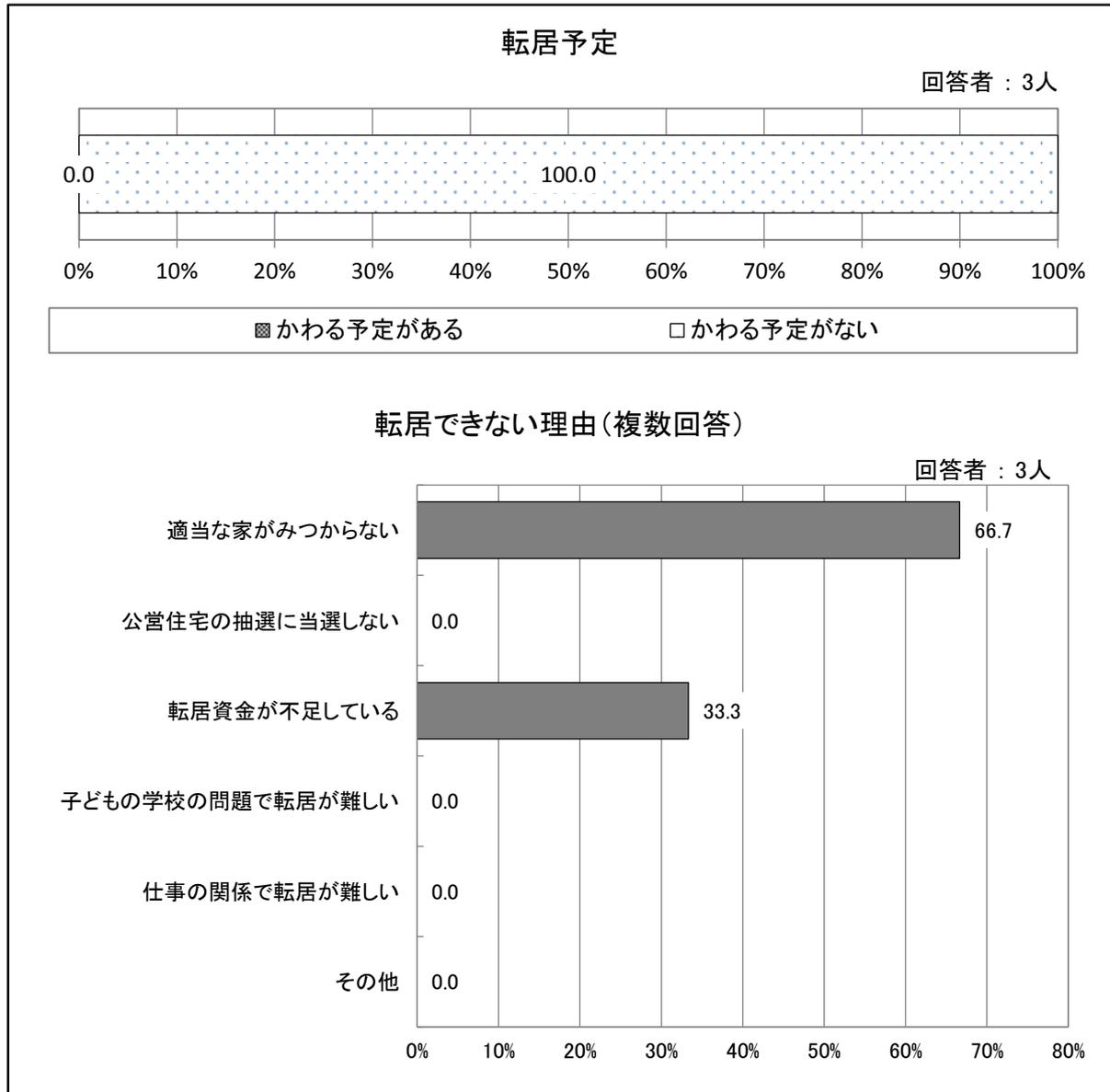


**現在の住まいをかわりたい人は約8割**

現在の住まいを「かわりたいと思う」人は 75.0%、「かわりたいと思わない」人は 25.0%となっている。

また、「かわりたいと思う」人の理由は、「建物が古い、設備が悪い」となっており、かわりたい希望の住まいは、「県営住宅」、「親族と同居」、「民営の借家・アパート・賃貸マンション」となっている。

(5) 転居する予定



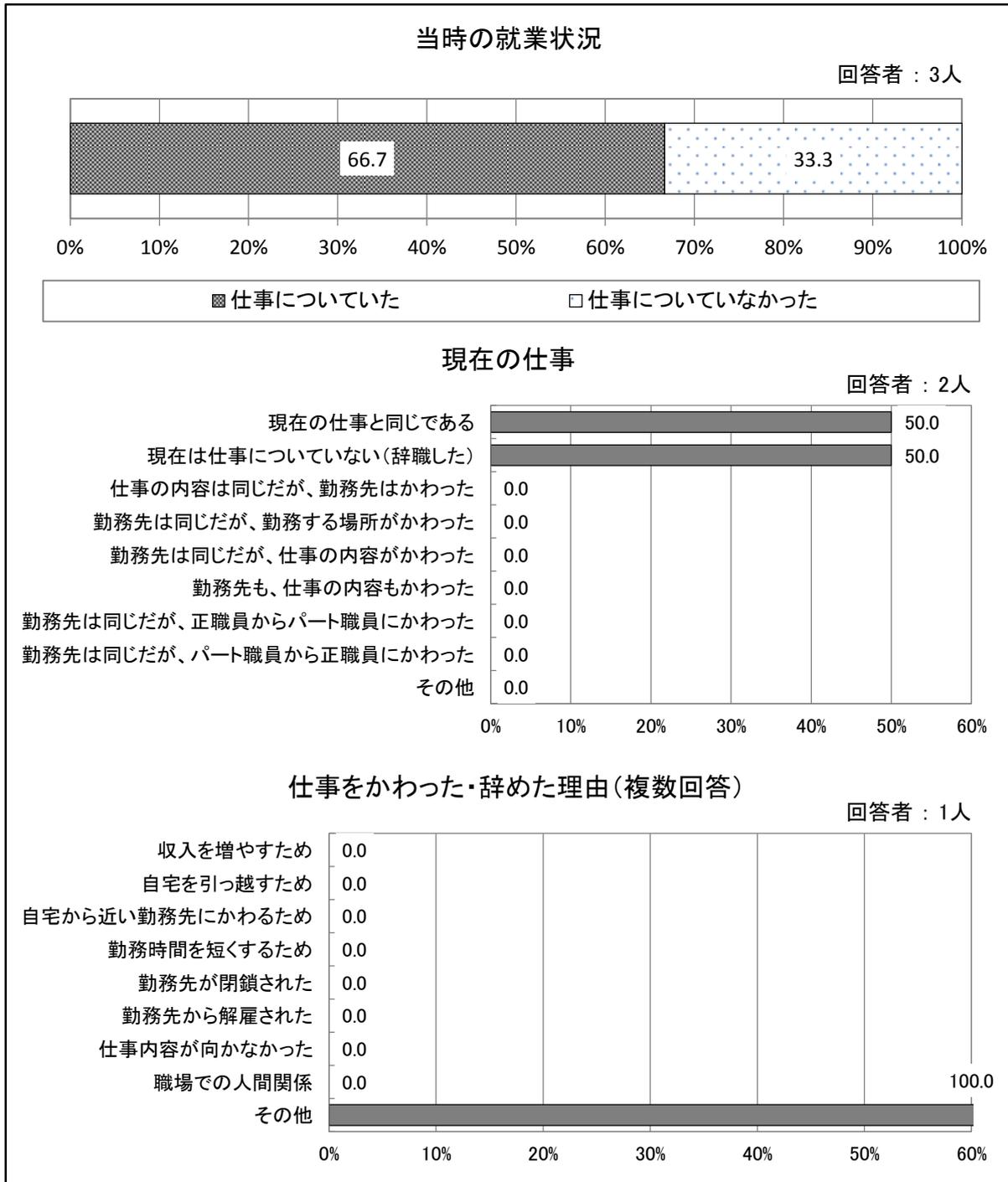
**すべての人が住まいをかわる予定がない  
また、転居できない理由は、適当な家が見つからないが約7割**

現在の住まいをかわりたい人の転居予定をみると、すべての人が住まいを「かわる予定がない」と回答している。

また、かわる予定がない人で転居できない理由をみてみると、「適当な家が見つからない」が66.7%と最も多く、次いで「転居資金が不足している」(33.3%)となっている。

## 4 養育者の就業状況

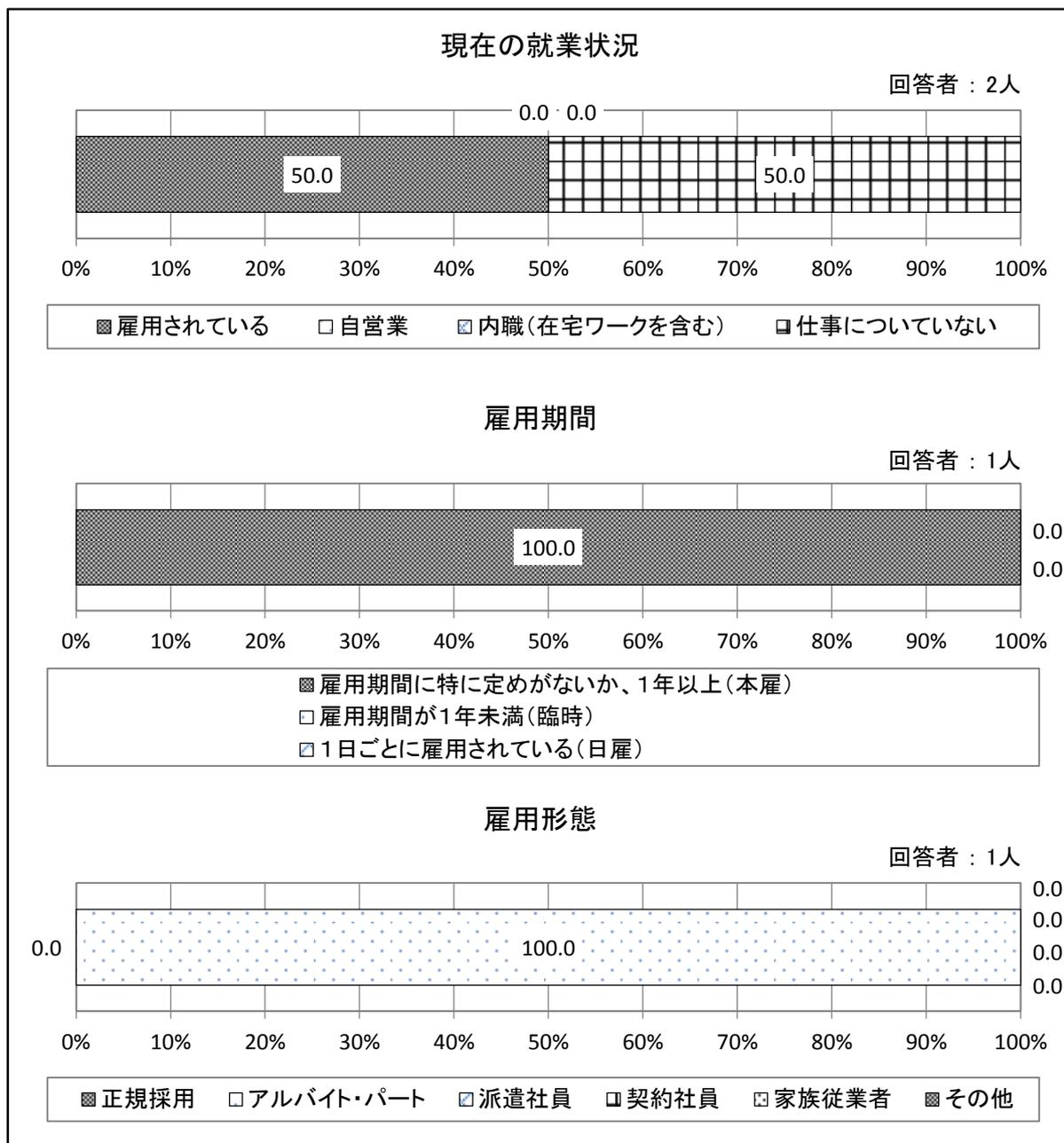
### (1) 養育者になった当時と現在の仕事



### 当時仕事についていた人は約7割

養育者になった当時の就業状況について、「仕事についていた」は 66.7%となっており、そのうち「現在の仕事と同じである」「現在は仕事についていない(辞職した)」が、いずれも 50.0%となっている。

(2) 現在の就業状況

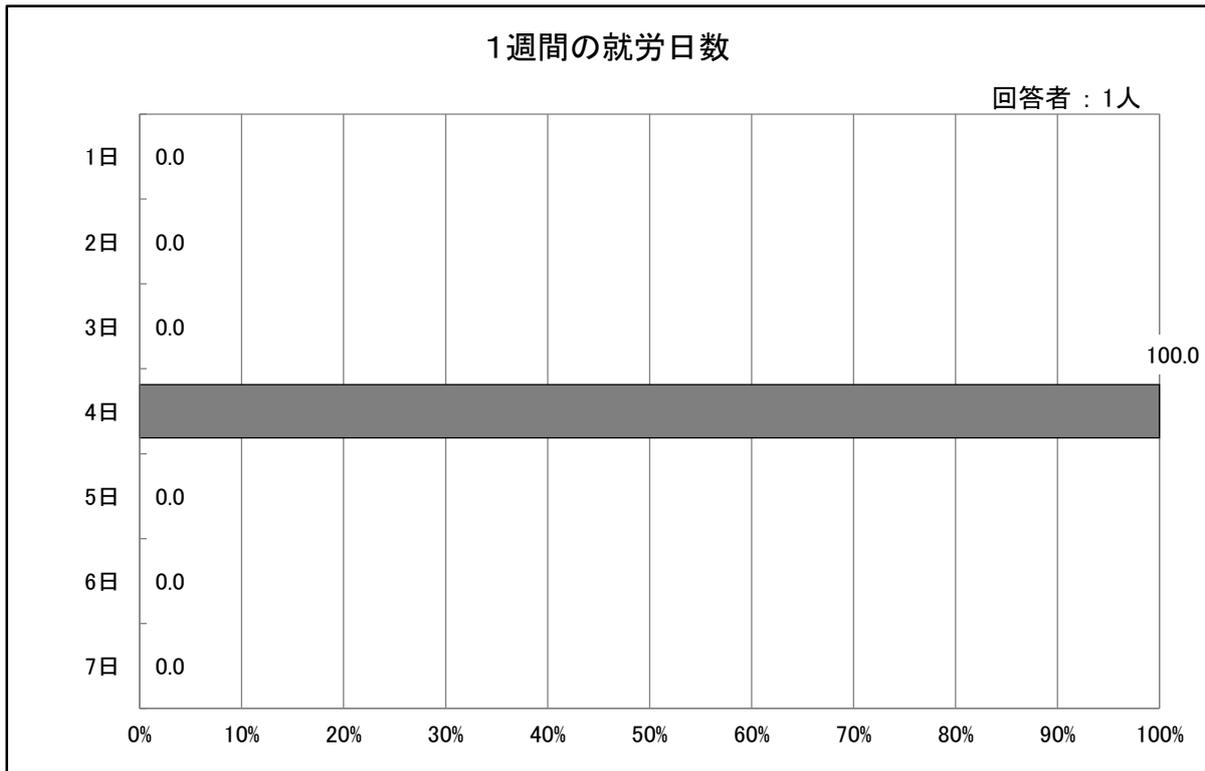


**養育者の5割は仕事についており、  
雇用期間は1年以上、雇用形態はアルバイト・パート**

養育者の就業状況については、「仕事についていない」、「雇用されている」がいずれも 50.0% となっている。

雇用されている人の雇用期間については、「雇用期間に特に定めがないか、1年以上(本雇)」、雇用形態については、「アルバイト・パート」となっている。

(3) 1週間の就労日数

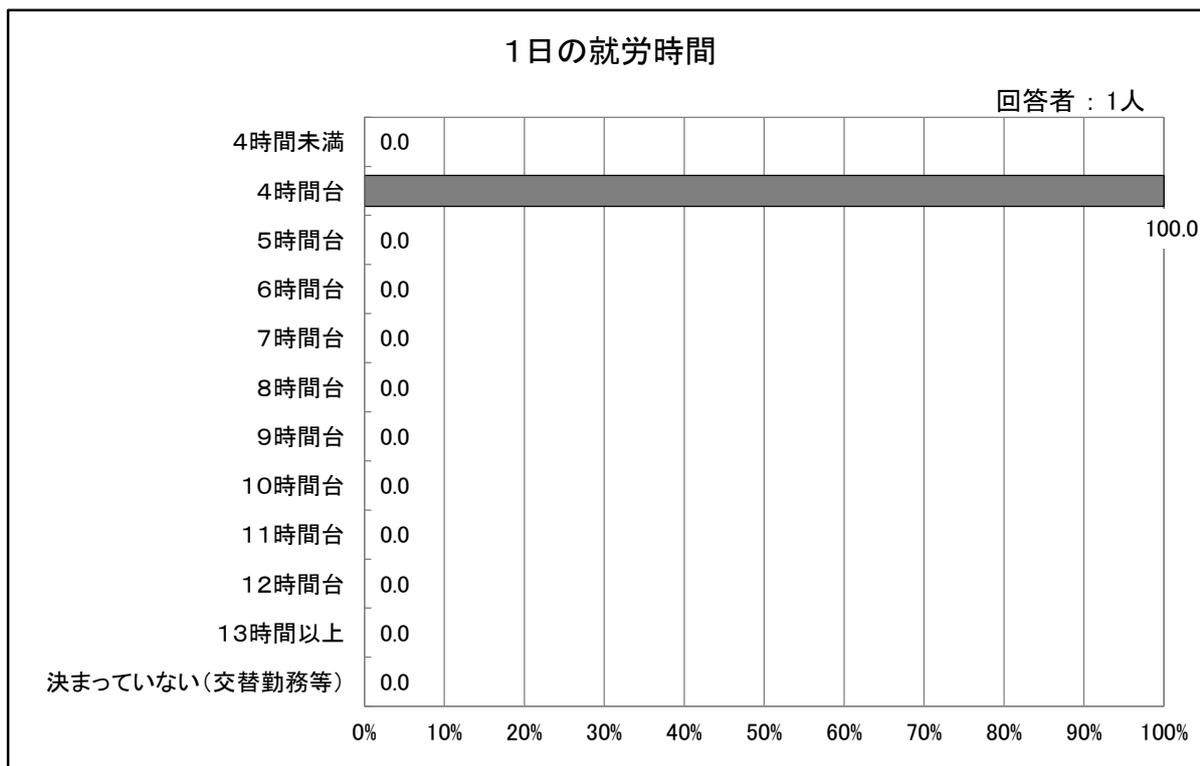


**1週間の就労日数は4日**

1週間の就労日数は「4日」となっている。

(4) 1日の就労状況

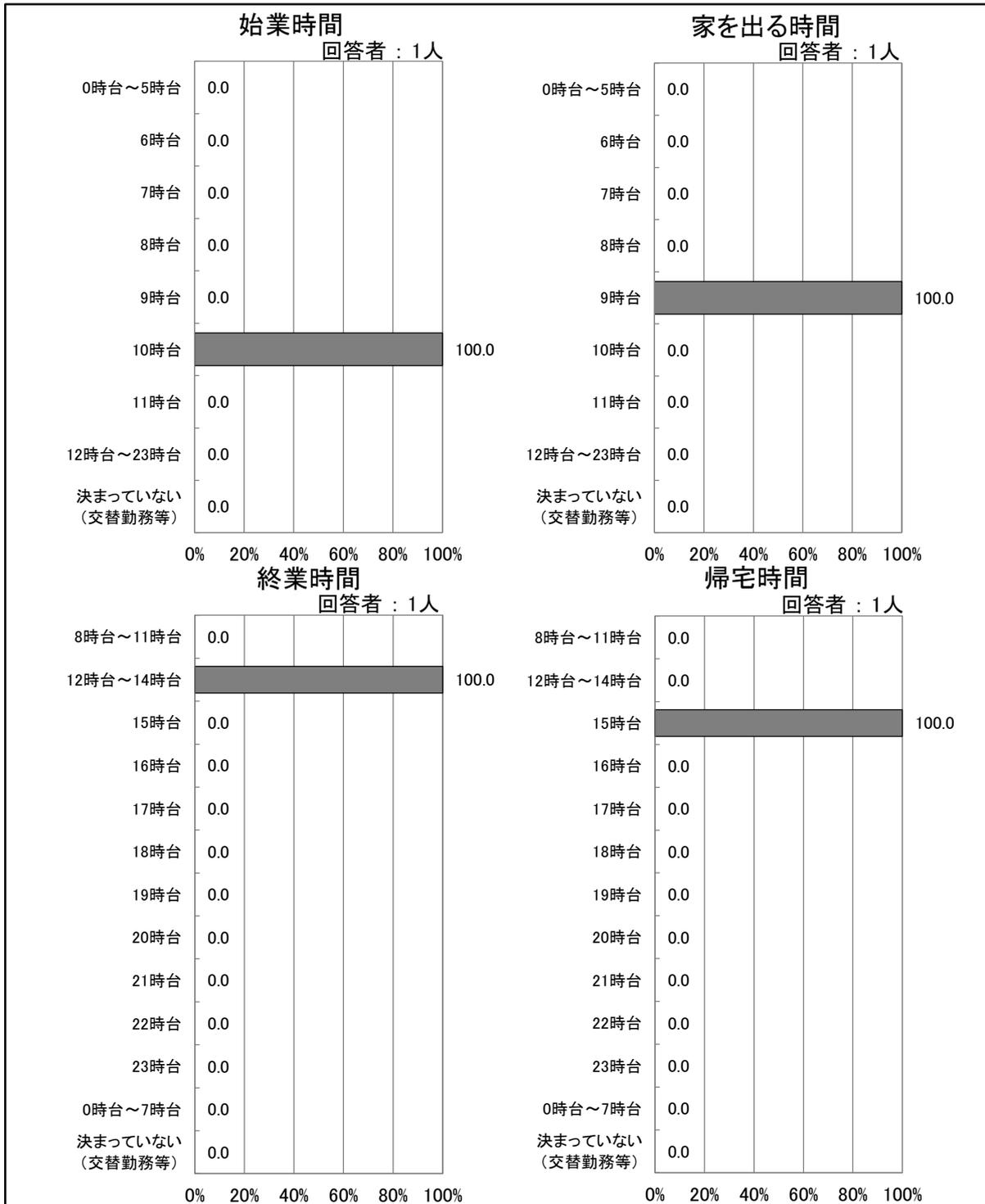
①1日の就労時間



**1日の就労時間は4時間台**

1日の就労時間については、「4時間台」となっている。

② 始業時間と終業時間、家を出る時間と帰宅時間

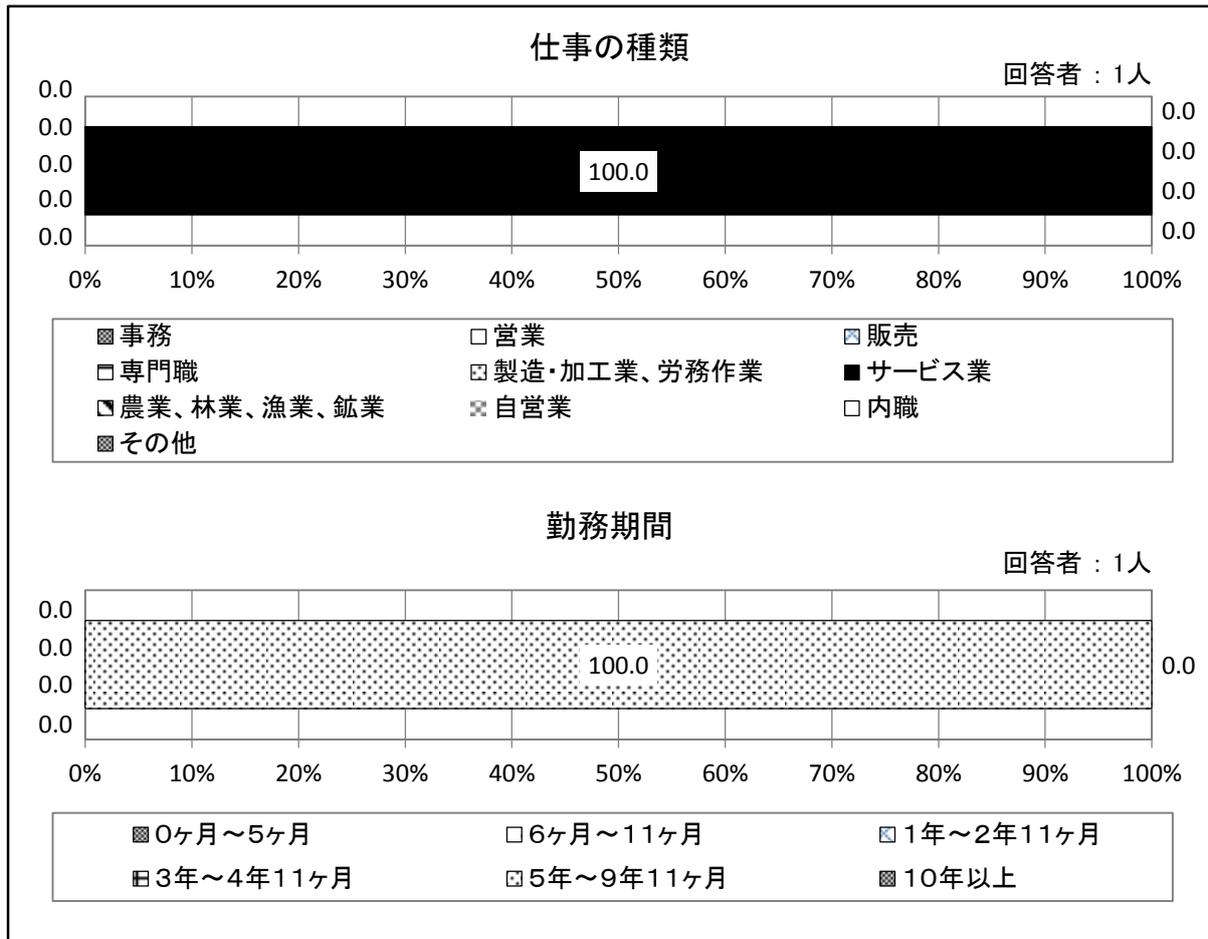


始業時間は10時台、終業時間は12時台～14時台

始業時間については、「10時台」となっており、終業時間については、「12時台～14時台」となっている。

家を出る時間については、「9時台」、帰宅時間については、「15時台」となっている。

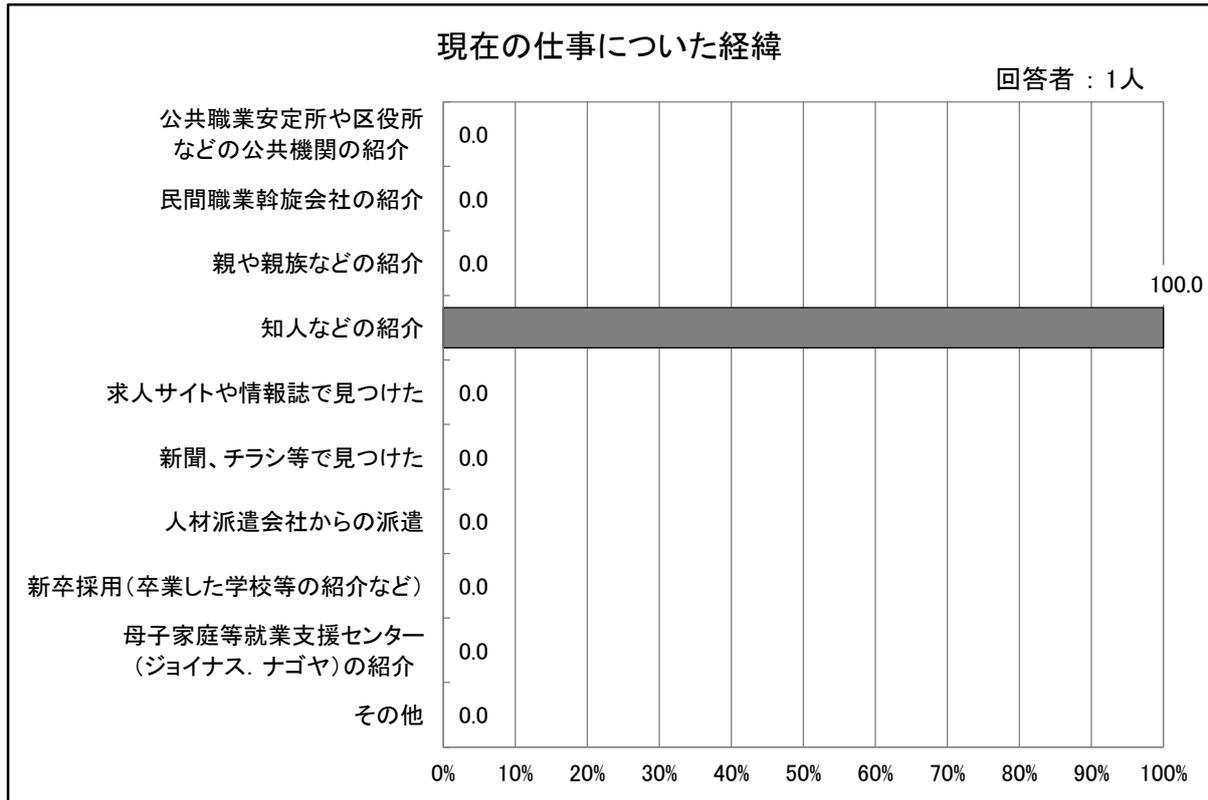
(5) 仕事の種類と勤務期間



**職種はサービス業、勤務している期間は5年～9年11ヶ月**

仕事の種類については、「サービス業」、勤務している期間については、「5年～9年11ヶ月」となっている。

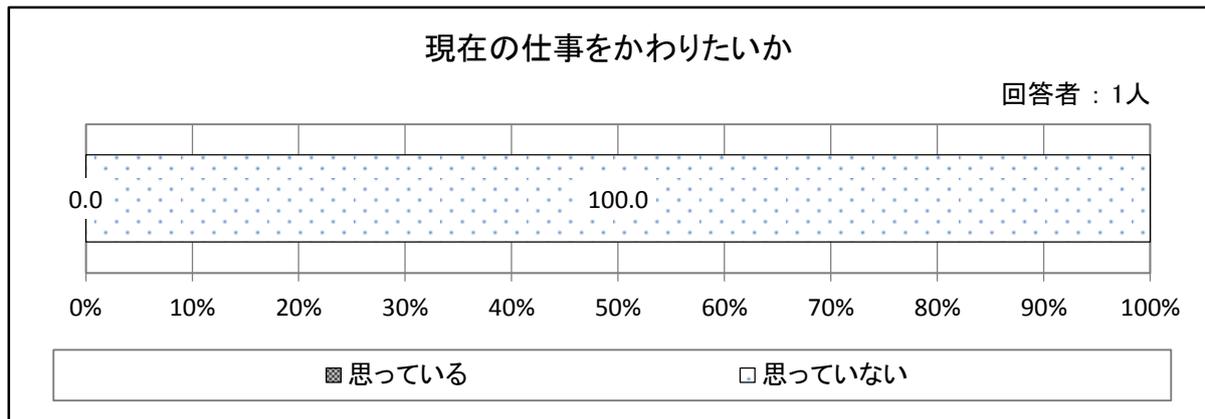
(6) 現在の仕事についての経緯



**仕事についての経緯は、知人の紹介**

仕事についての経緯については、「知人などの紹介」となっている。

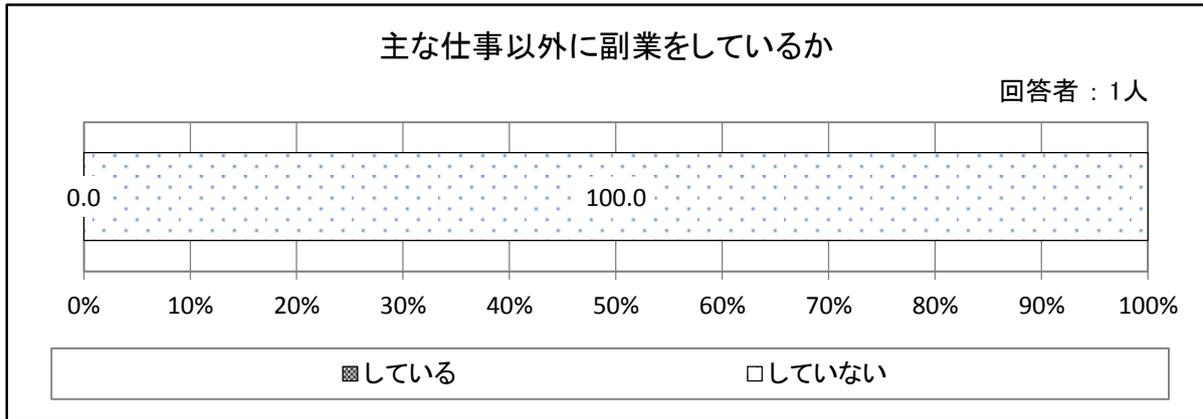
(7) 転職の希望



転職を希望する人はいない

現在、仕事についている人で、仕事をかわりたいと思っている人はいない。

(8) 副業

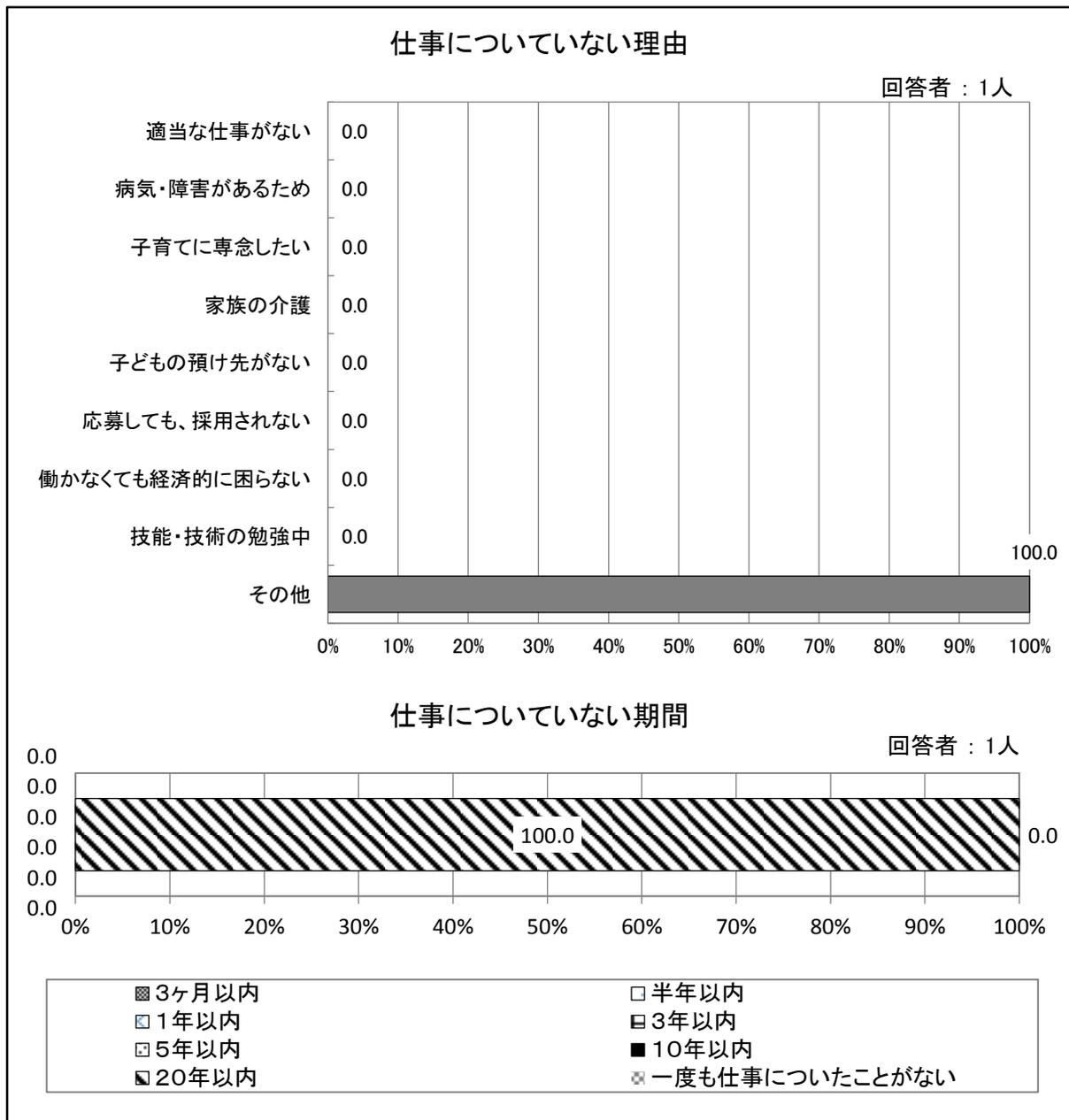


**副業をしている人はいない**

主な仕事以外に別の仕事（副業）をしている人はいない。

(9) 仕事についていない方の状況

①仕事についていない理由と期間

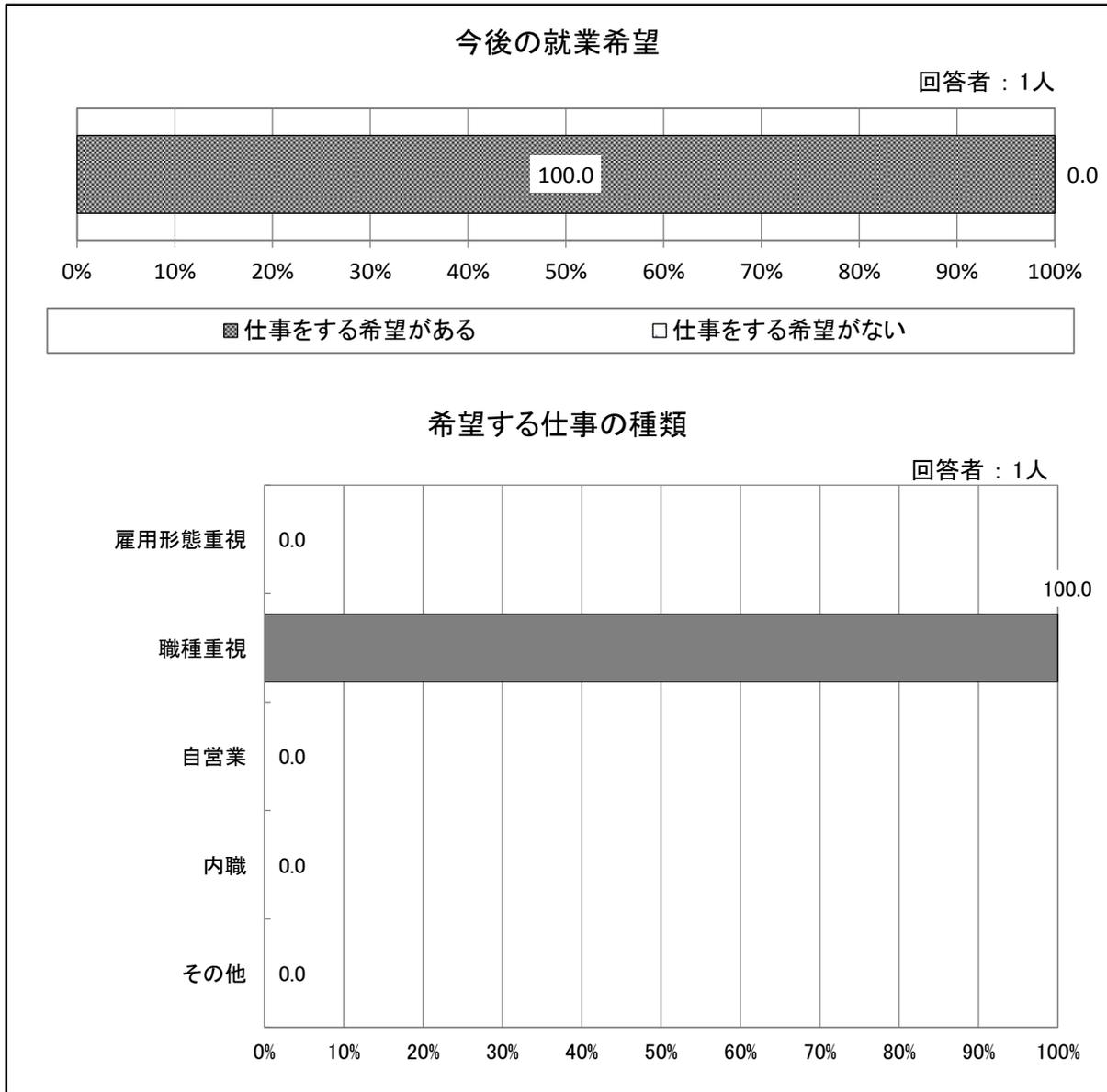


**仕事についていない期間は、20年以内**

仕事についていない理由は、「その他」となっている。

また、仕事についていない期間は、「20年以内」となっている。

②今後の就業希望



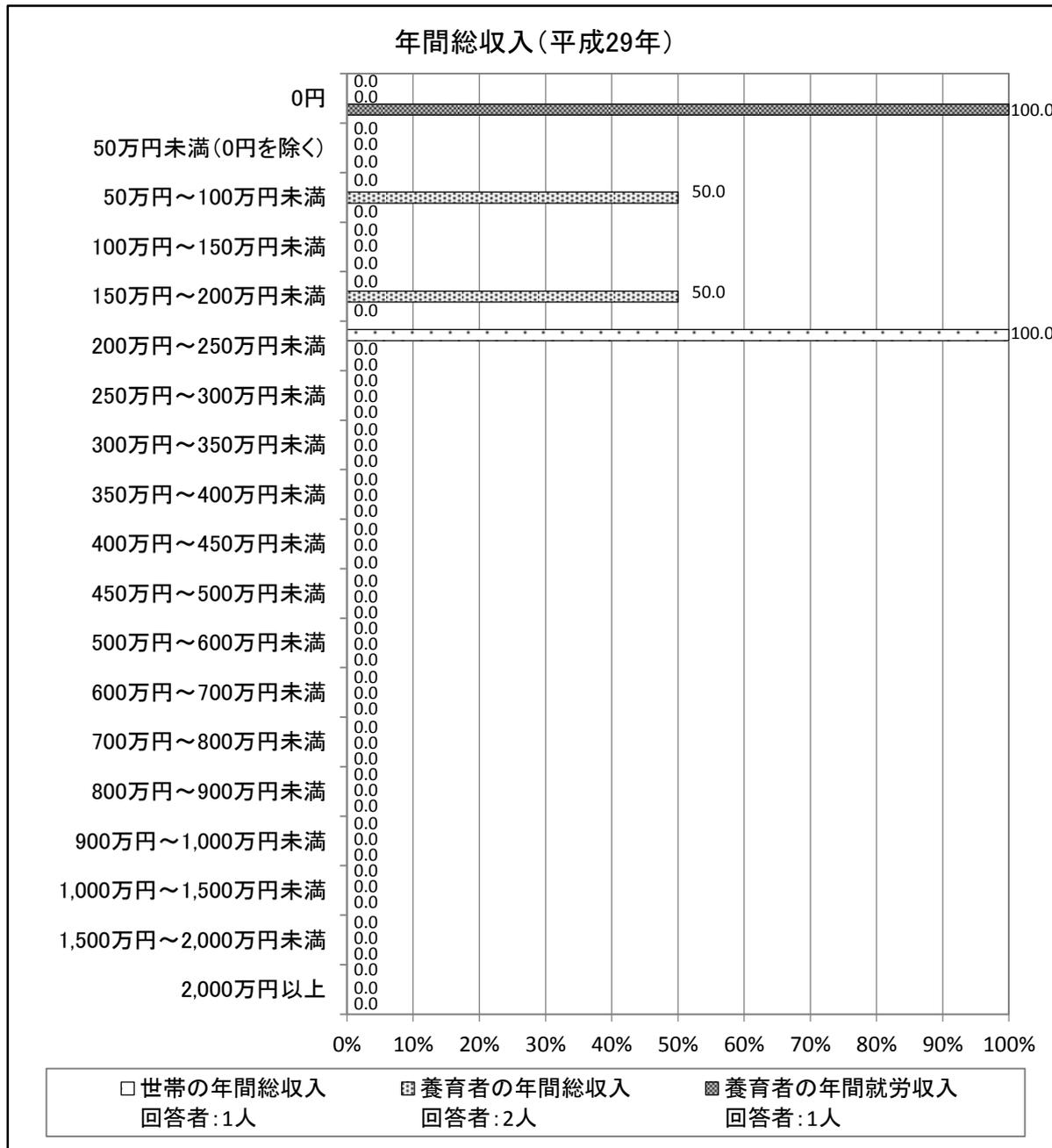
**仕事をする希望があり、希望の職種は、職種重視**

現在、仕事についていない人で、今後の就業希望の有無をみると、「仕事をする希望がある」となっている。

また、仕事をする希望がある人で、希望する仕事の種類をみると、「職種重視」となっている。

## 5 家計

### (1) 年間総収入

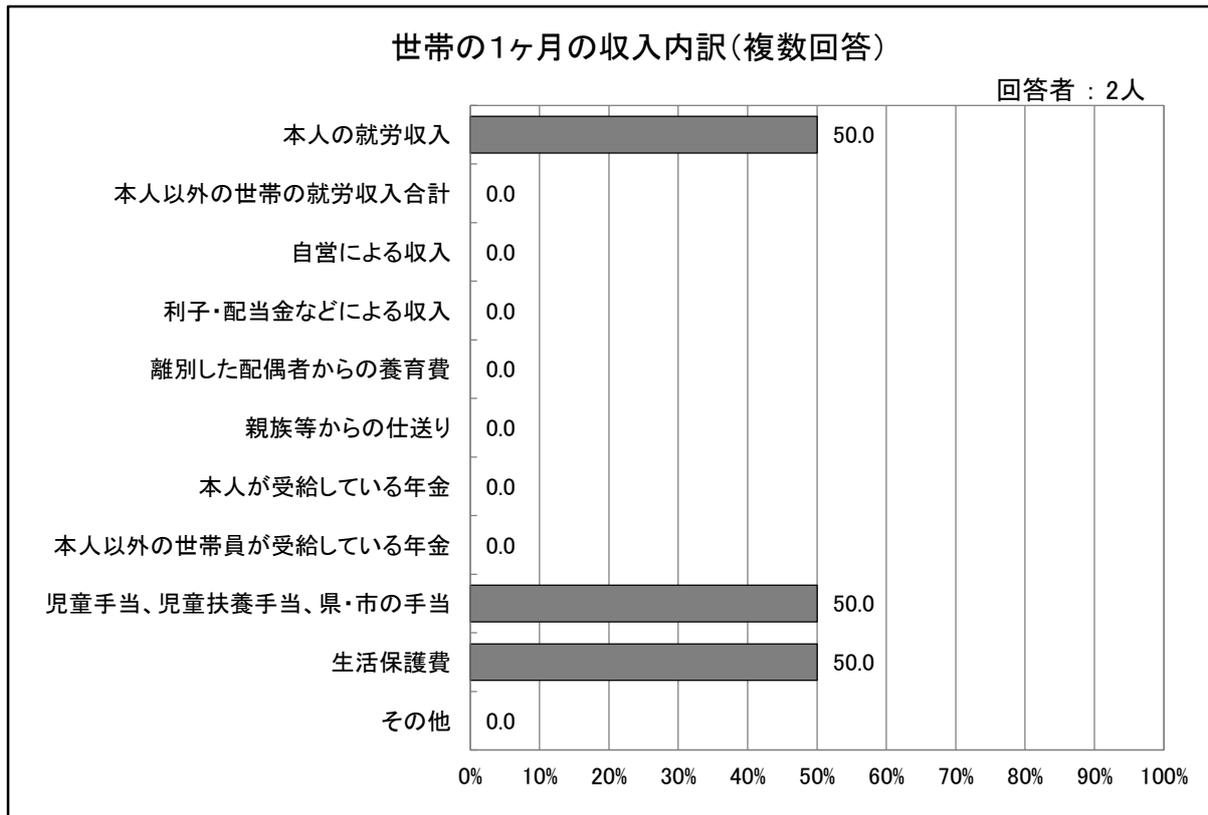


#### 世帯の年間総収入は、200万円～250万円未満

両親のいない子のいる世帯の年間総収入(平成29年1月1日から平成29年12月31日)は、「200万円～250万円未満」となっている。

養育者の年間総収入は、「50万円～100万円未満」と「150万円～200万円未満」がいずれも50.0%となっている。

(2) 世帯の1ヶ月の収入内訳(種類別該当項目)

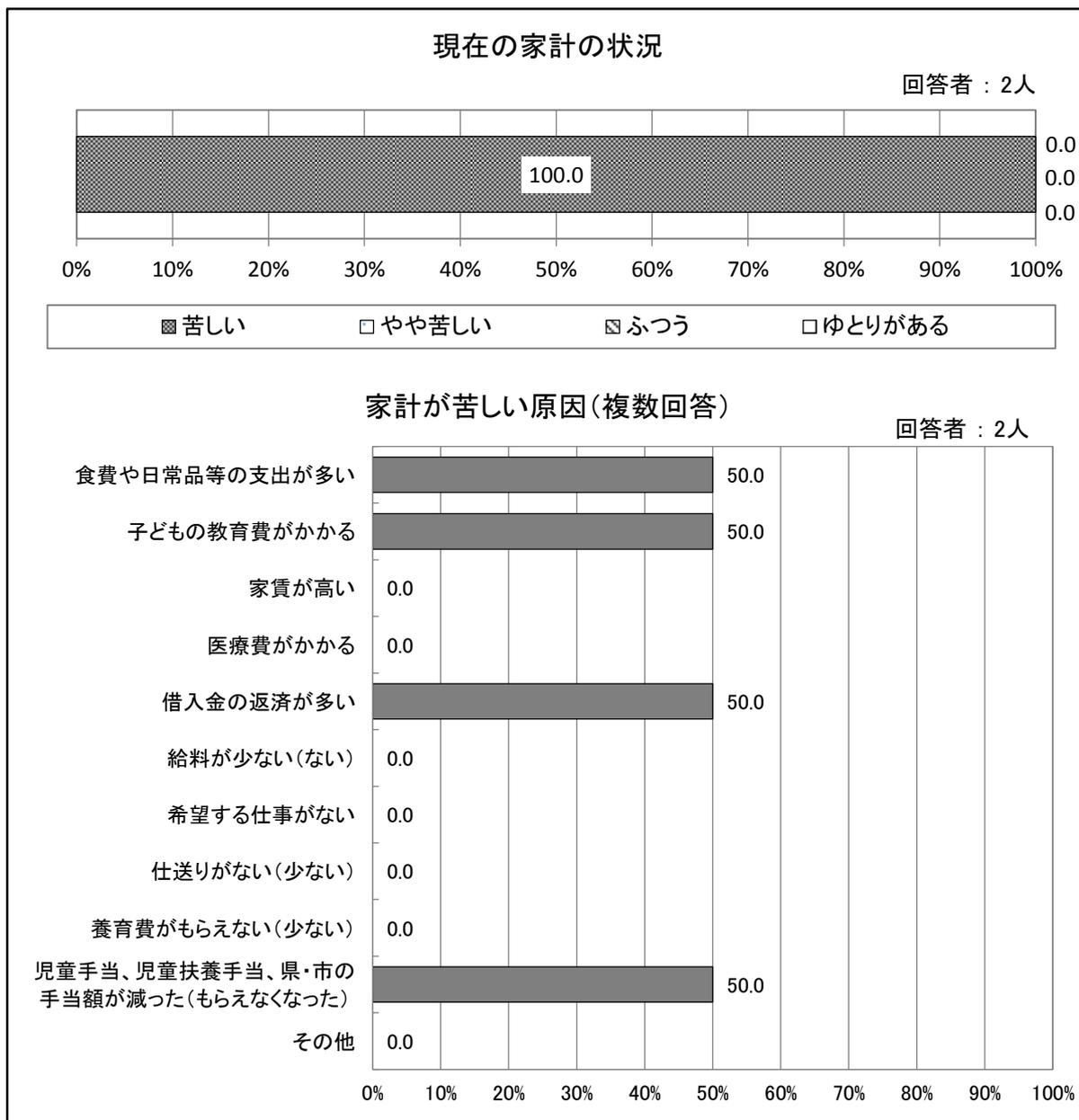


※上記表は、収入金額の多寡に関わりなく、収入があると回答された項目の割合を示している  
 (例:「本人の就労収入」であれば、回答者2人×50.0%=1人(世帯)に就労収入があることが分かる)

**本人の就労収入、児童手当、児童扶養手当、県・市の手当、  
生活保護費がそれぞれ5割**

世帯の1ヶ月の税込み収入を収入の種類別にみると、「本人の就労収入」、「児童手当、児童扶養手当、県・市の手当」、「生活保護費」がいずれも50.0%となっている。

(3) 現在の家計の状況

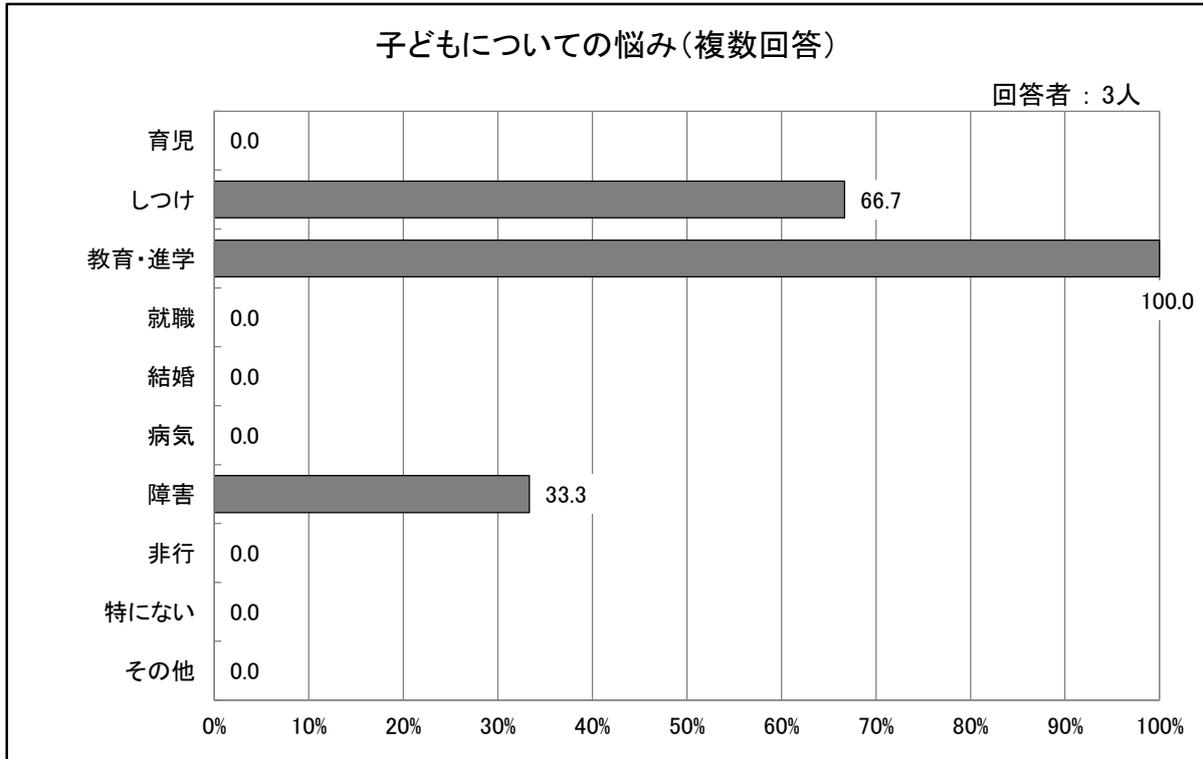


**家計が難しいと感じている人が10割、  
 難しい原因は食費や日用品等の支出が多い、子どもの教育費がかかる、  
 借入金の返済が多い、児童手当、児童扶養手当、県・市の手当額が減った**

現在の家計の状況については、「難しい」が100.0%となっている。  
 また、難しい原因については、「食費や日用品等の支出が多い」「子どもの教育費がかかる」「借入金の返済が多い」「児童手当、児童扶養手当、県・市の手当額が減った(もらえなくなった)」となっている。

## 6 子どもの教育等について

### (1) 子どもについての悩み



#### 子どもについて悩みがある人は10割、悩みの内容は教育・進学が10割

子どもについて悩みがある人は 100.0% となっており、悩みの内容は「教育・進学」が 100.0% と最も多く、次いで「しつけ」(66.7%)、「障害」(33.3%) の順となっている。

単位：%

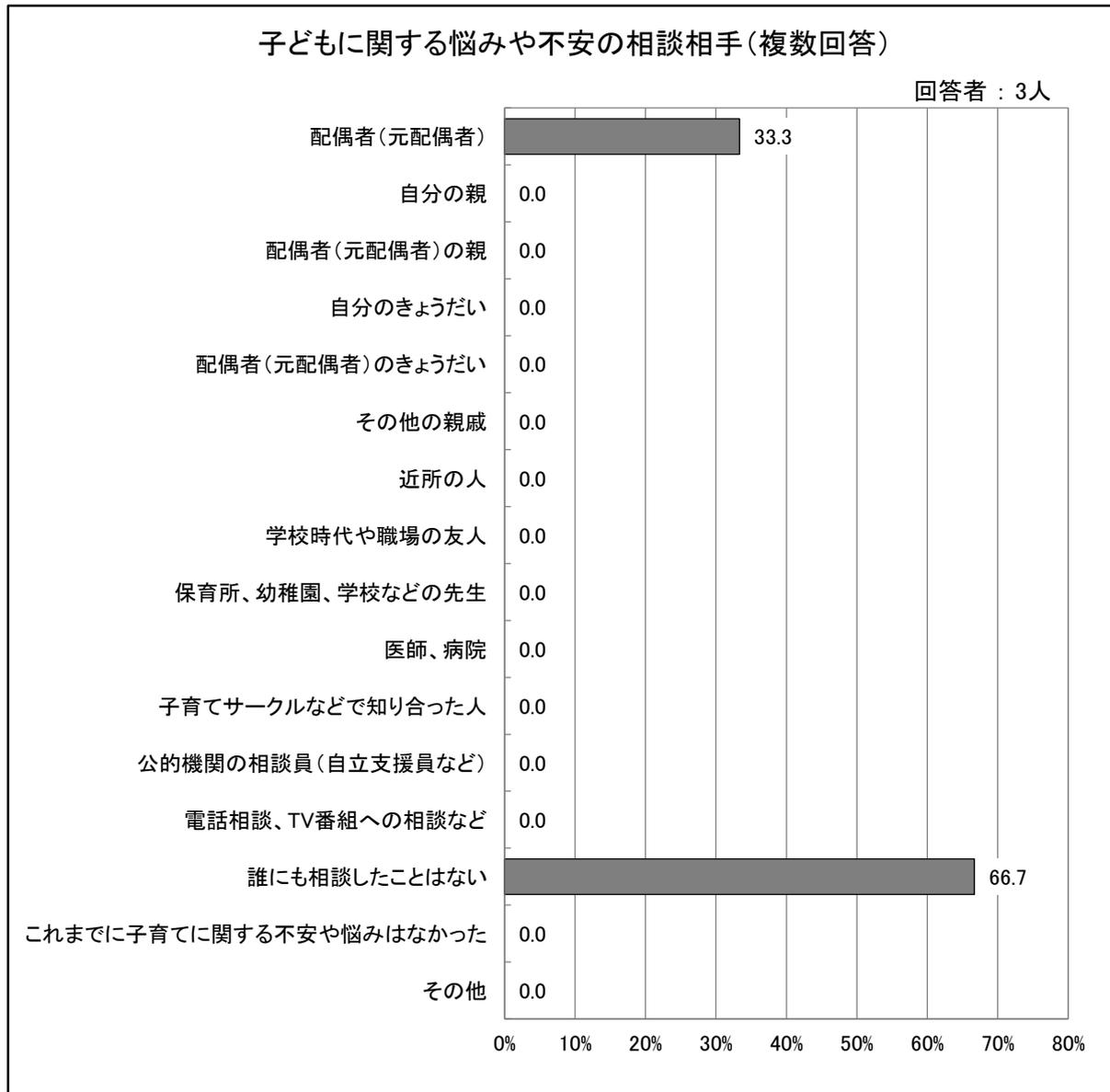
	子どもについての悩み									
	しつけ	教育・進学	就職	結婚問題	健康	障害	非行・交友関係	食事・栄養	衣服・身のまわり	その他
国(平成 28 年) 養育者世帯総数	30.0	45.0	10.0	-	-	-	5.0	-	-	10.0
0 歳～4 歳	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
5 歳～9 歳	40.0	20.0	-	-	-	-	-	-	-	40.0
10 歳～14 歳	42.9	57.1	-	-	-	-	-	-	-	0.0
15 歳以上	0.0	57.1	28.6	-	-	-	14.3	-	-	0.0

※国「平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査」より

※表中の割合は「特に悩みはない」と不詳を除いた割合である。

※本市の調査においては3つまで選択可であるが、国の調査は複数選択不可のため、単純に比較することはできない。

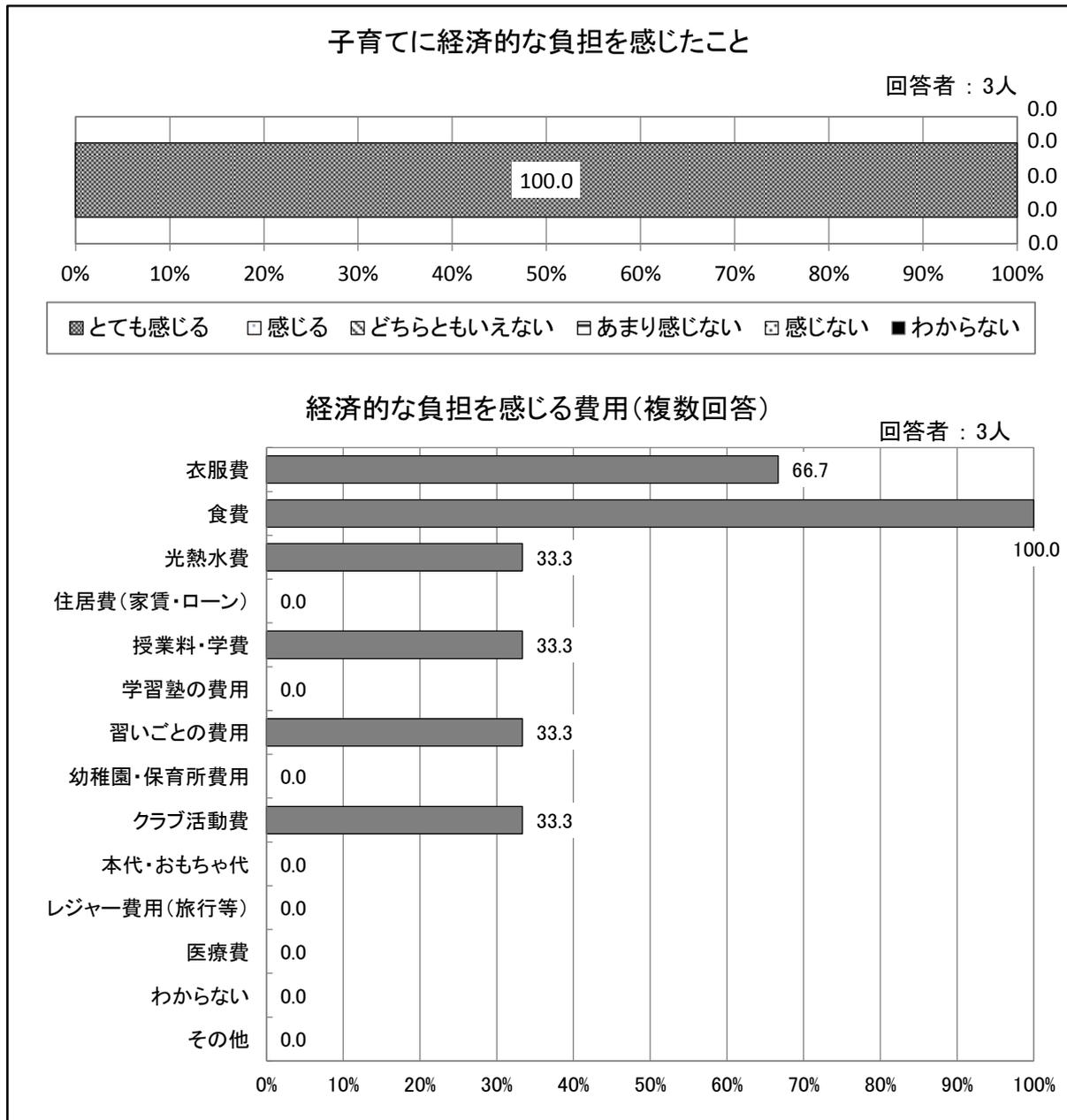
(2) 子どもに関する悩みや不安の相談相手



**子どもに関する悩みや不安の相談相手は、配偶者(元配偶者)が約3割**

子どもに関する悩みや不安の相談相手は、「配偶者(元配偶者)」が33.3%となっている。また、「誰にも相談したことはない」が66.7%となっている。

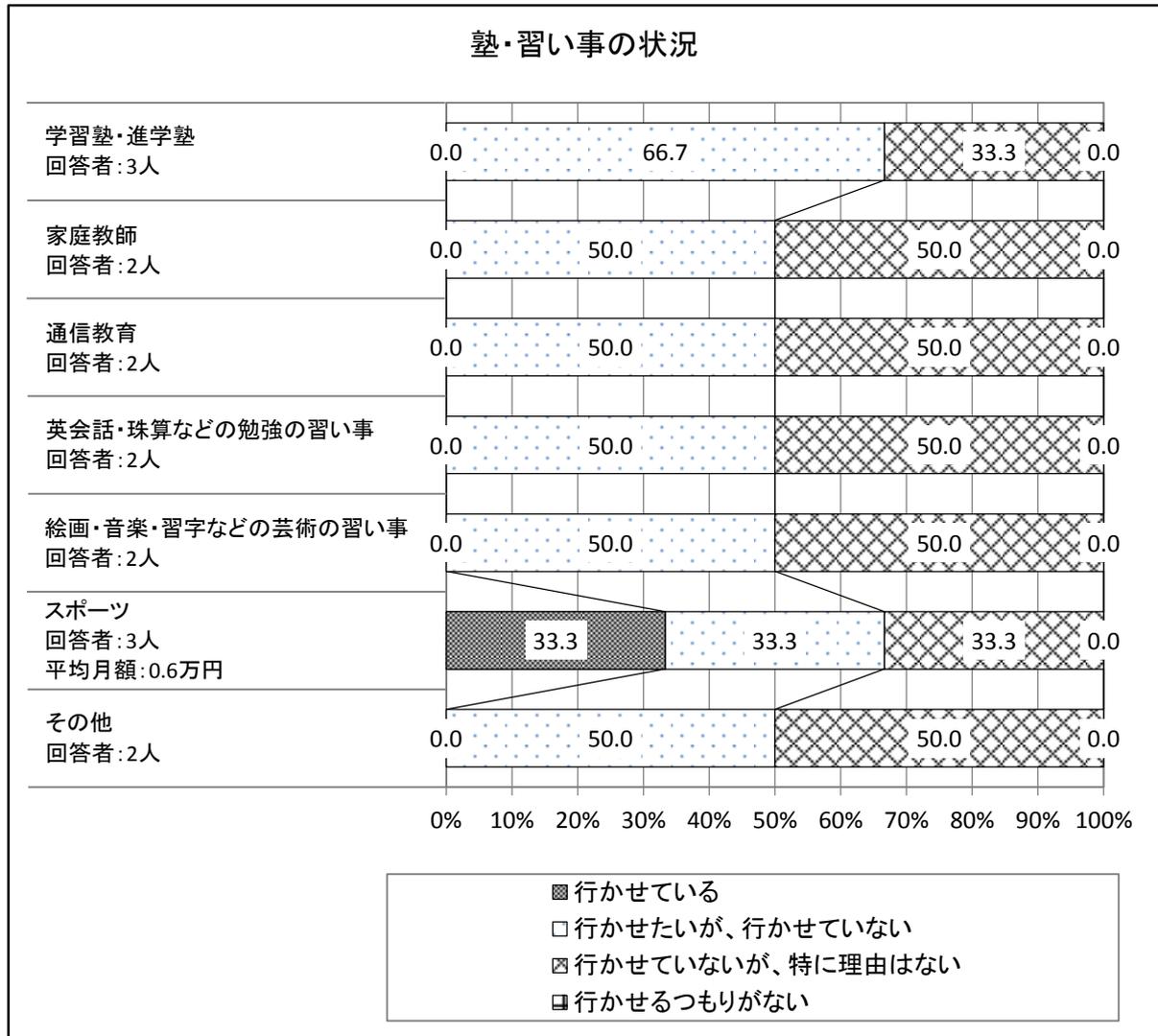
(3) 経済的負担



**子育てに経済的な負担をととても感じている人が10割  
経済的な負担を感じる費用は食費が10割、衣服費が約7割**

子育てに経済的な負担をととても感じている人は 100.0%となっている。  
 経済的な負担を感じている費用は、「食費」が 100.0%と最も多く、次いで「衣服費」(66.7%)  
 となっている。

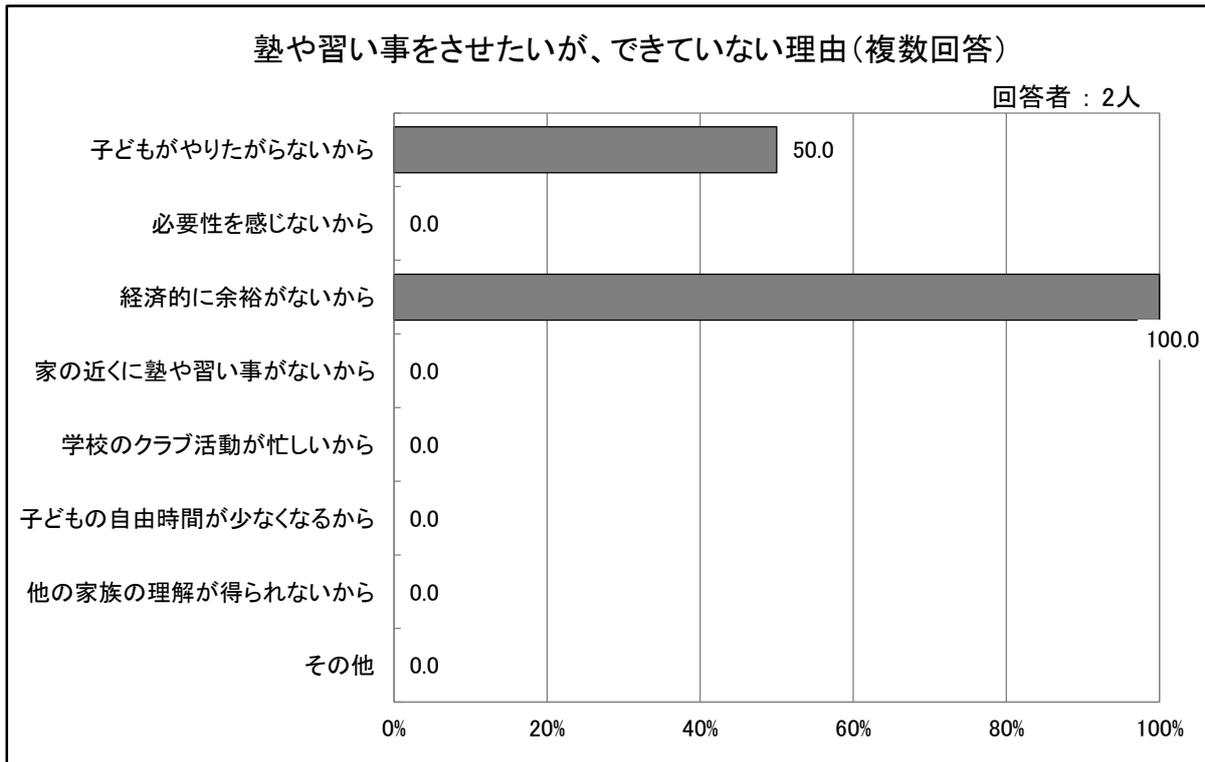
(4) 塾・習い事の状況



**習い事はスポーツが約3割**

塾・習い事の状況について、「行かせている」と回答をした項目は、「スポーツ」が33.3%となっている。

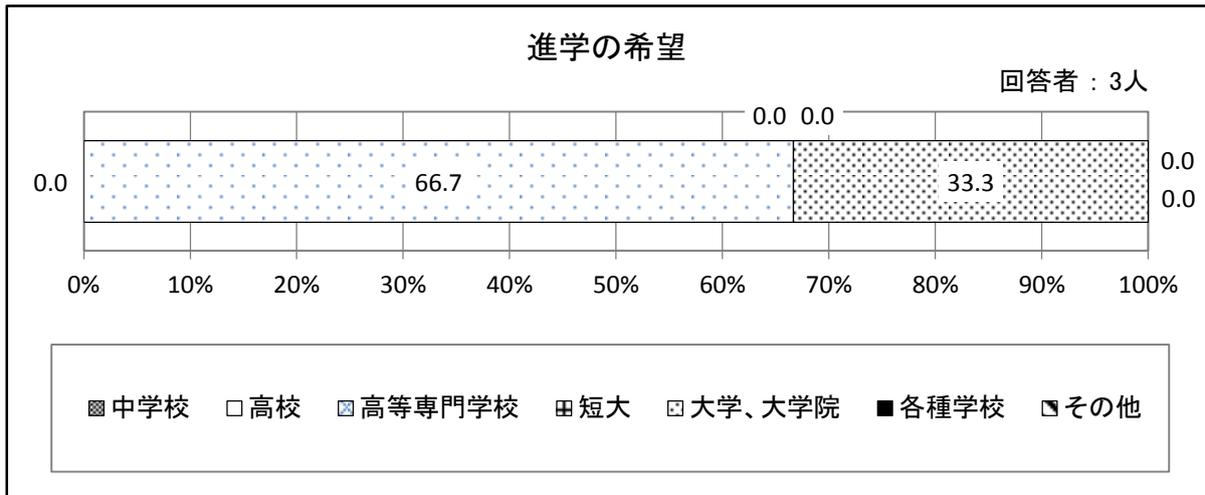
(5) 塾や習い事をさせたいが、できていない理由



**塾や習い事をさせたいが、できていない理由は、経済的に余裕がないが10割**

塾に行かせたい、習い事をさせたいが、できていない理由は「経済的に余裕がないから」が100.0%と最も多く、次いで「子どもがやりたがらないから」が50.0%となっている。

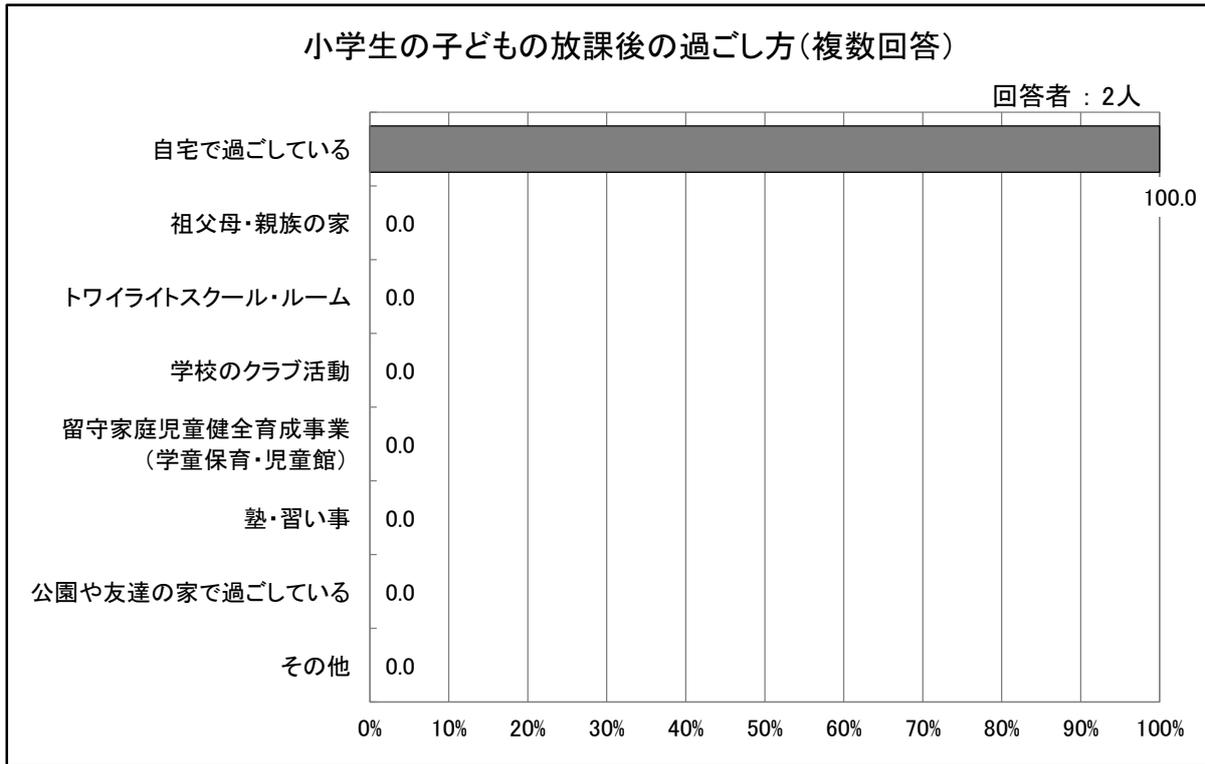
(6) 進学希望



子どもの進学希望は、高校が約7割

子どもの進学をどこまで希望しているかについて、「高校」が66.7%と最も多く、次いで「大学、大学院」が33.3%となっている。

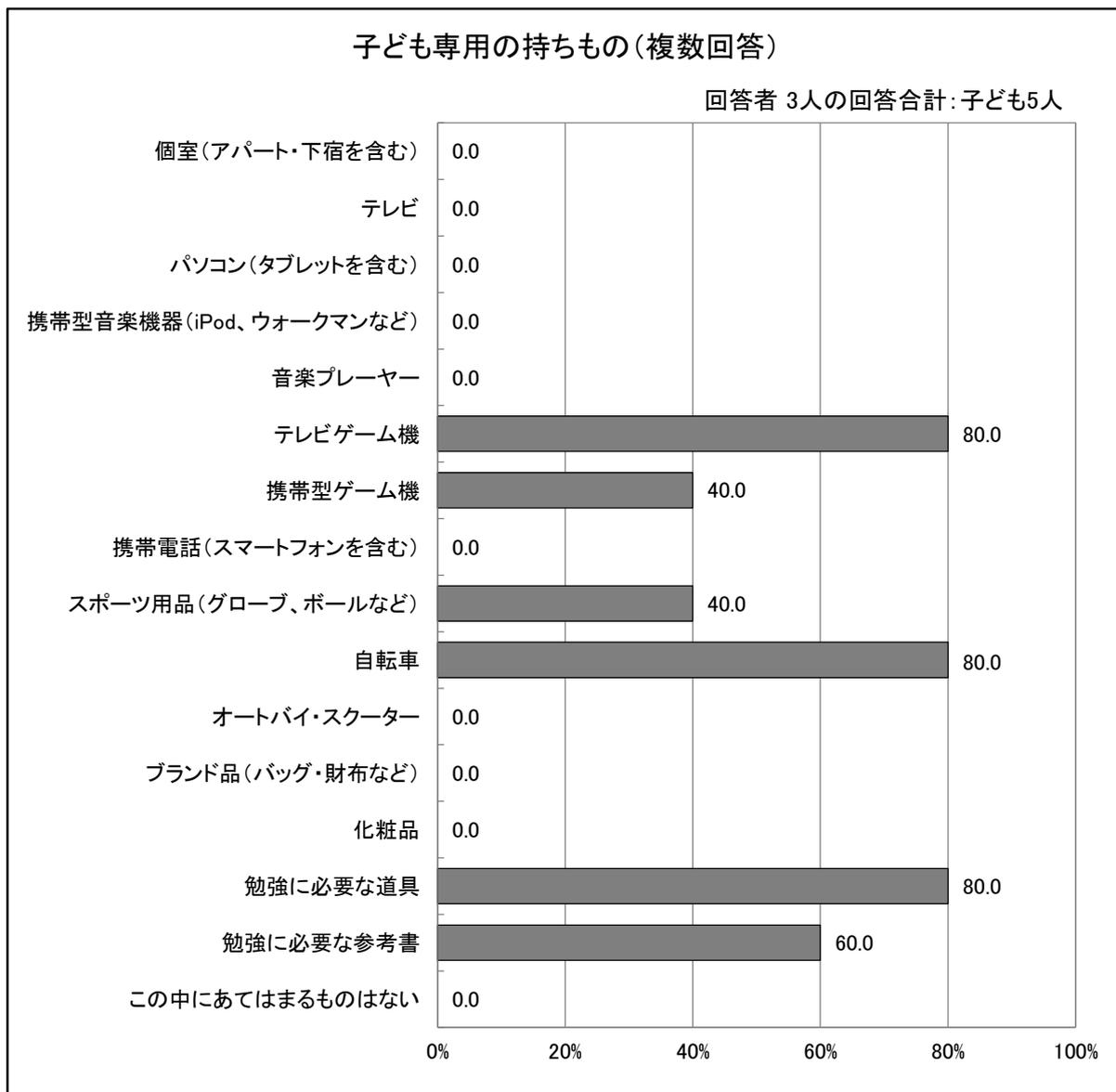
(7) 小学生の子どもの放課後の過ごし方



**放課後の過ごし方は自宅で過ごしている**

小学生の子どもの放課後の過ごし方は自宅で過ごしている。

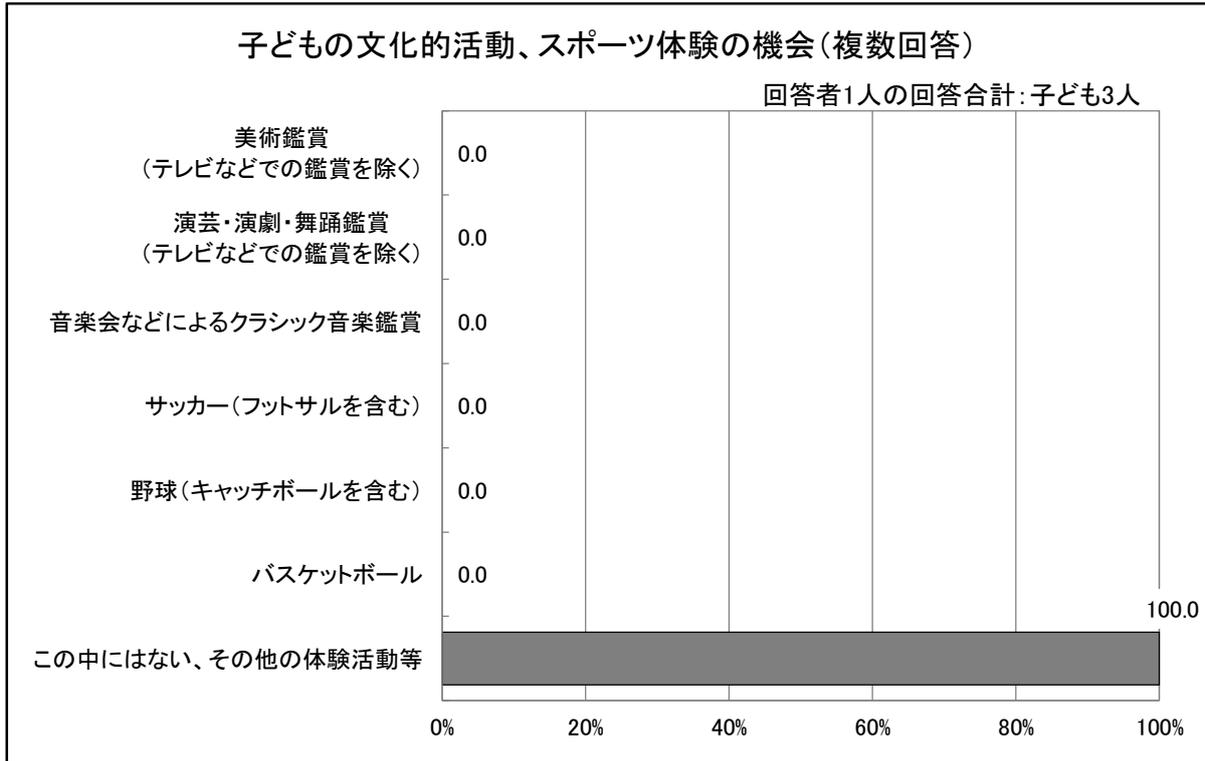
(8) 子ども専用の持ちもの



**子ども専用の持ちものは、テレビゲーム機、自転車、  
勉強に必要な道具がそれぞれ8割**

小学5年生から18歳までの子どもに専用のもので持たせているものは、「テレビゲーム機」「自転車」「勉強に必要な道具」がいずれも80.0%と最も多く、次いで「勉強に必要な参考書」が60.0%となっている。

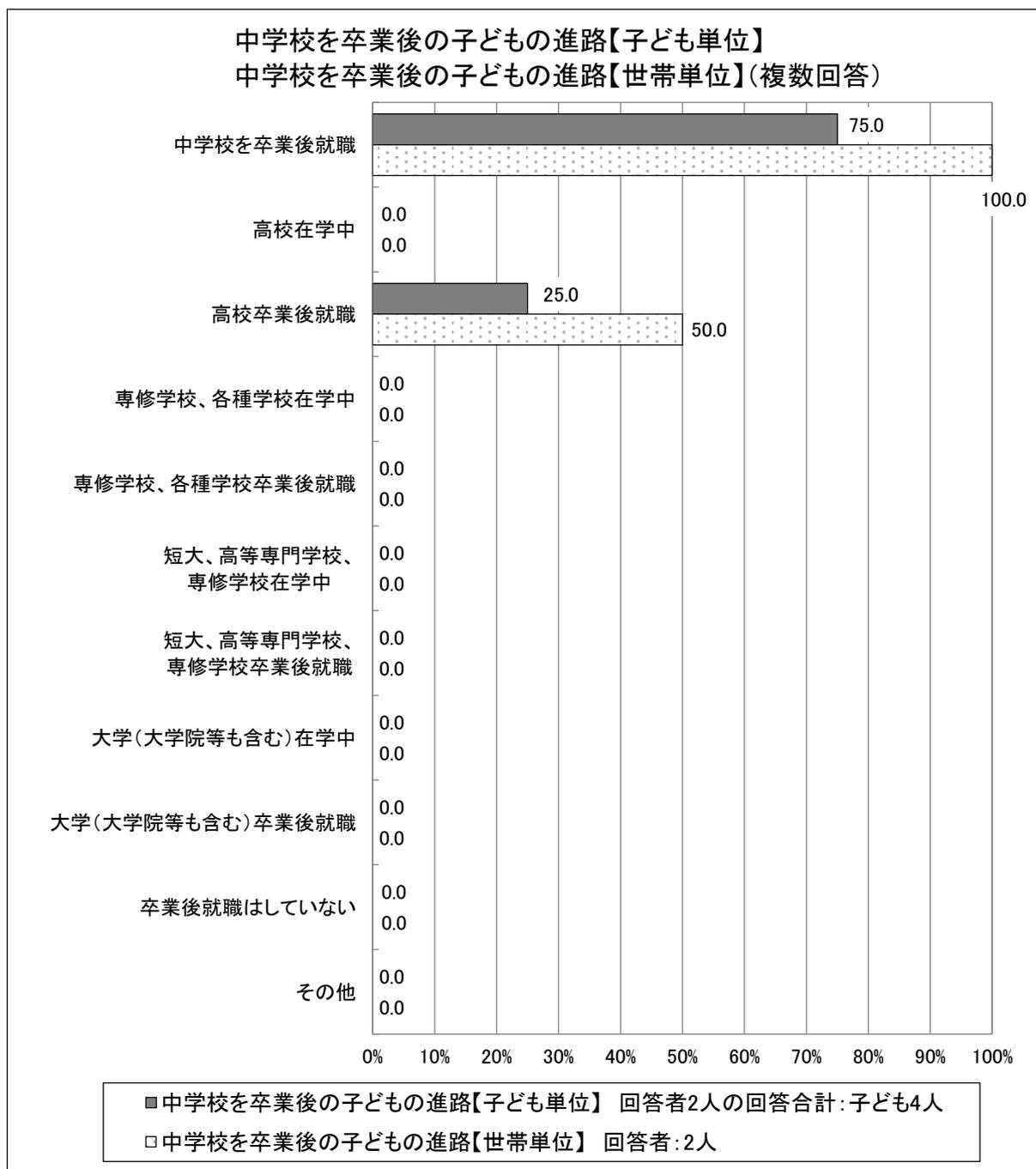
(9) 子どもの文化的活動、スポーツ体験の機会



**子どもの文化的活動、スポーツ体験の機会は、この中にはないその他の体験活動**

この1年間の小学5年生から18歳までの子どもの文化的活動、スポーツ体験の機会は、「この中にはない、その他の体験活動等」となっている。

(10) 中学校を卒業後の子どもの進路

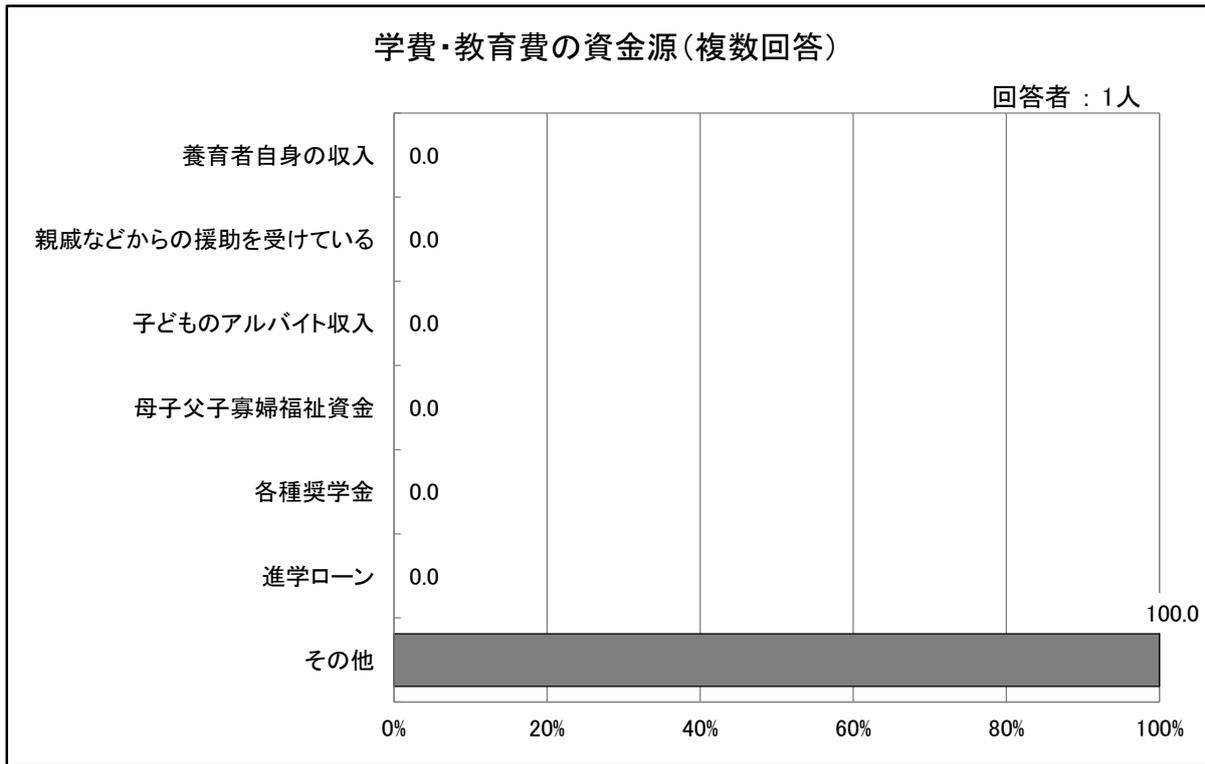


※上記表【子ども単位】は、回答者からの回答された子どもの人数の合計に対する該当項目の子どもの人数の割合を示している  
 (例:「中学校を卒業後就職」であれば、回答者の子どもの人数 4人×75.0%=3人の子どもが該当していることが分かる)  
 ※上記表【世帯単位】は、子どもの人数に関わりなく、該当があると回答された項目の割合を示している  
 (例:「中学校を卒業後就職」であれば、回答者2人×100.0%=2人(世帯)に該当者がいることが分かる)

**中学を卒業した子どもの進路は、中学校を卒業後就職、高校卒業後就職**

中学校を卒業した子どもの進路についてみると、「中学校を卒業後就職」が75.0%と最も多く、次いで「高校卒業後就職」(25.0%)となっている。

(11) 学費・教育費の資金源



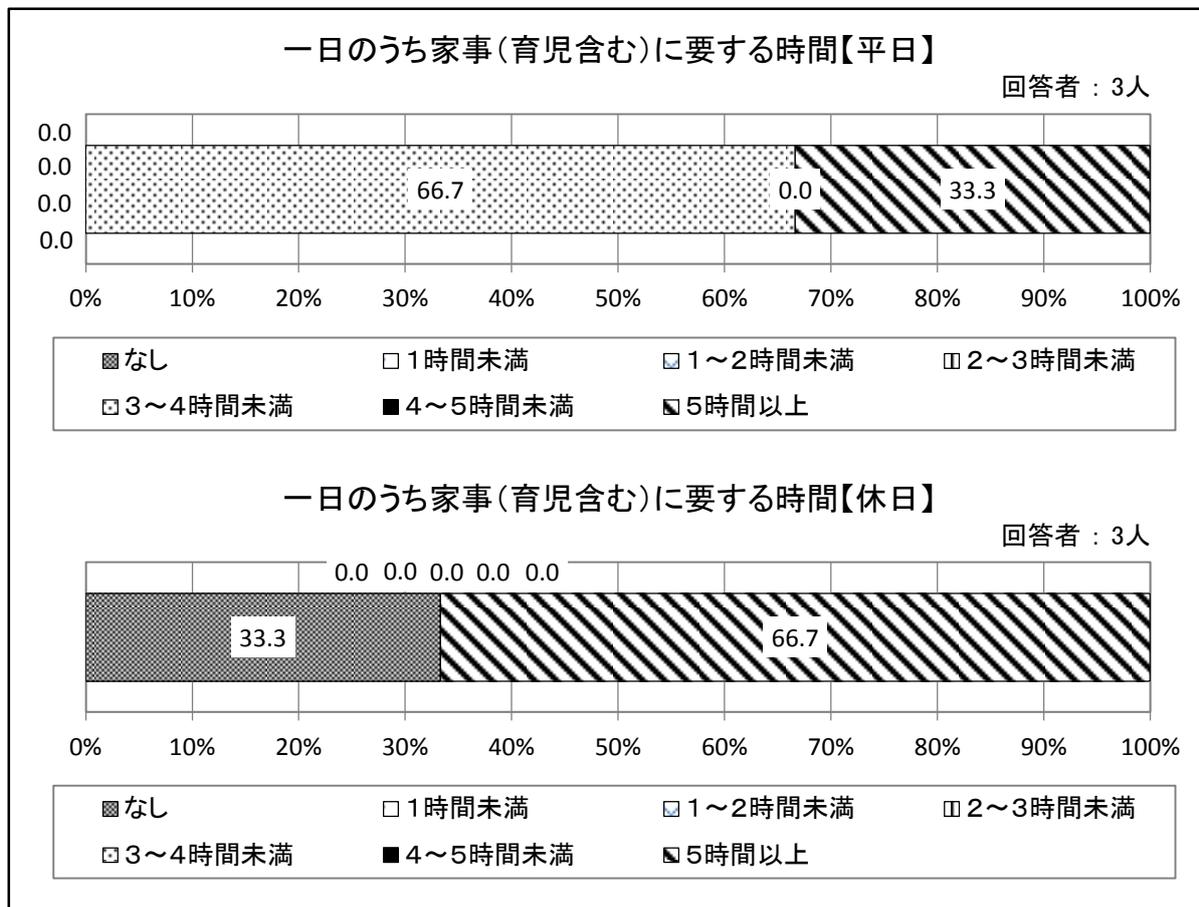
学費の資金源はその他となっている

学費の資金源についてはその他となっている。

## 7 生活等について

### (1) ワーク・ライフ・バランスについて

#### ① 一日のうち家事(育児含む)に要する時間

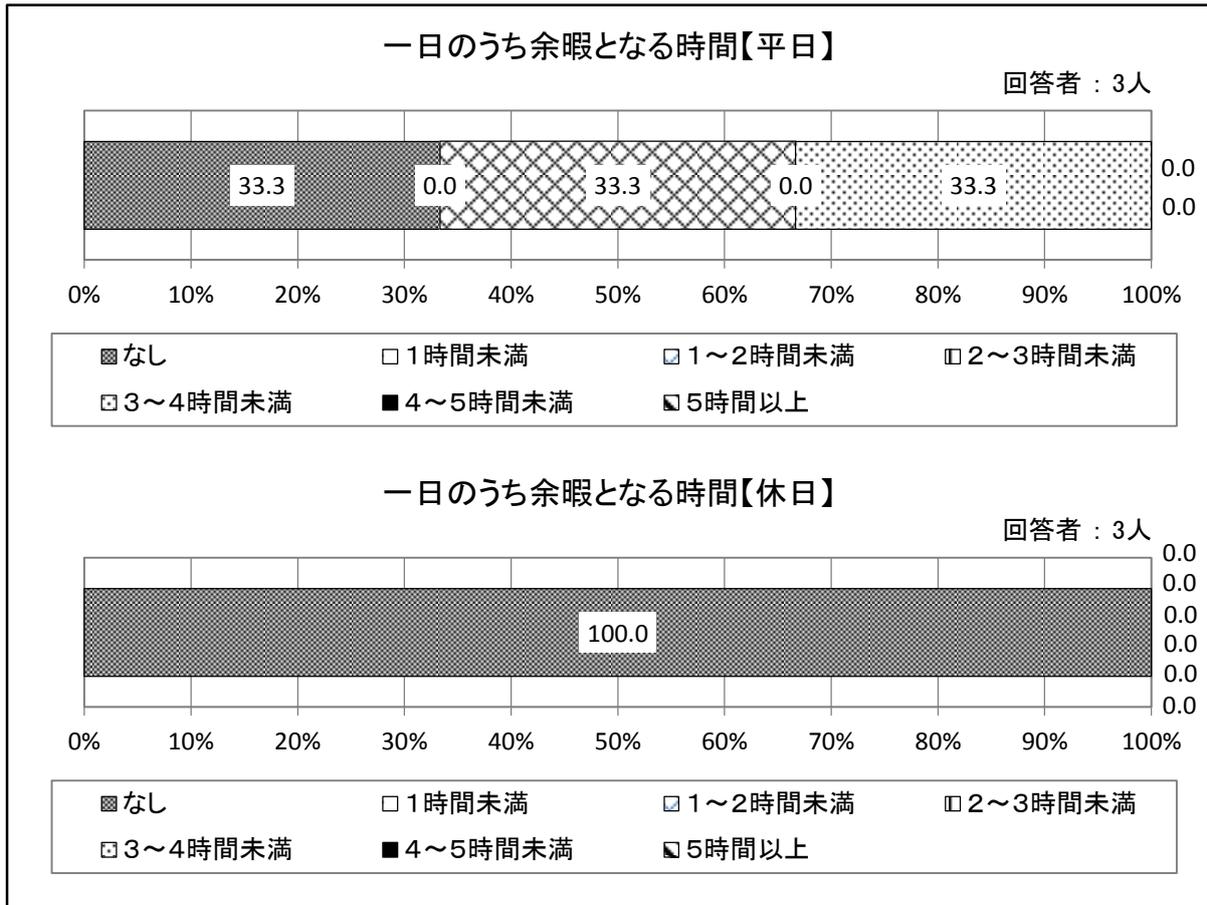


**家事に要する時間は、平日は3～4時間未満が約7割、休日は5時間以上が約7割**

一日のうち家事をする時間については、平日では「3～4時間未満」が66.7%と最も多く、次いで「5時間以上」(33.3%)となっている。

また、休日では「5時間以上」が66.7%と最も多く、次いで「なし」が33.3%となっている。

②一日のうち余暇となる時間

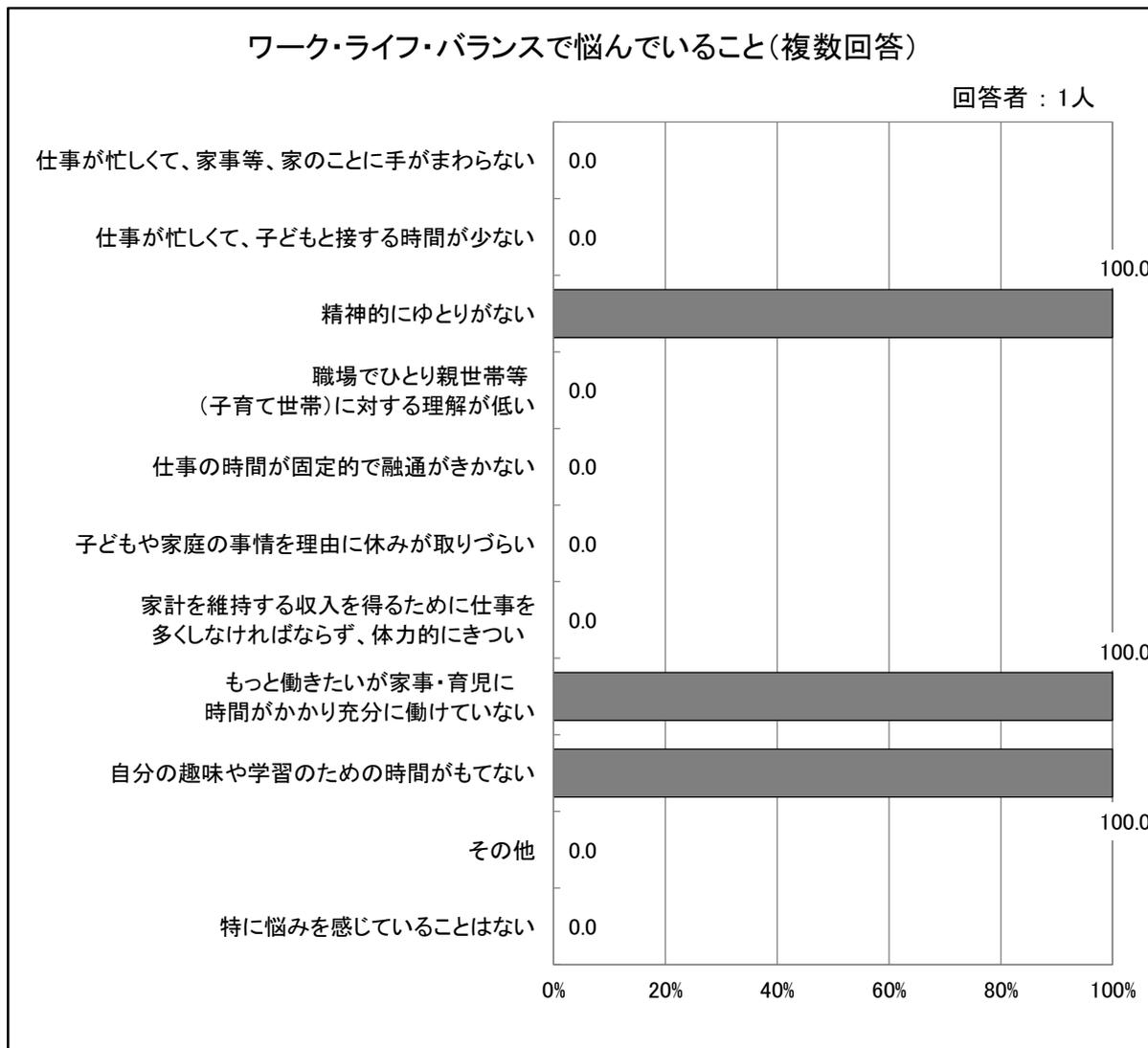


**余暇となる時間は、平日はなし、1～2時間、3～4時間がそれぞれ約3割  
休日は余暇となる時間はなし**

一日のうち余暇となる時間については、平日では「なし」「1～2時間」「3～4時間」がいずれも33.3%となっている。

また、休日では一日のうち余暇となる時間は「なし」となっている。

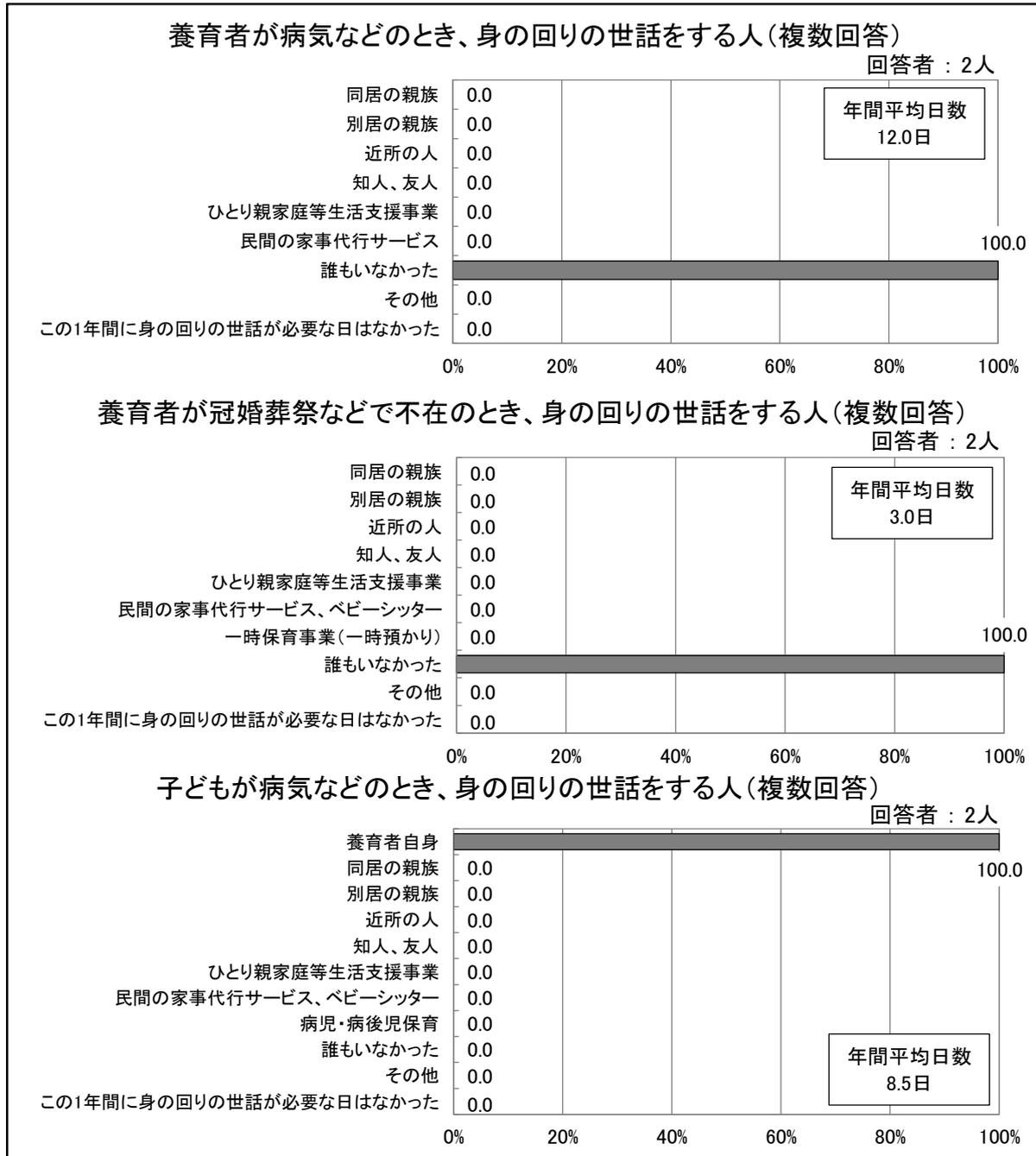
③ワーク・ライフ・バランスで悩んでいること



**ワーク・ライフ・バランスで悩んでいることは、  
精神的にゆとりがない、  
もっと働きたいが家事・育児に時間がかかり十分に働けていない、  
自分の趣味や学習のための時間がもてない**

ワーク・ライフ・バランスで悩んでいることがある人は、全体の約10割を占めており、悩んでいることは「精神的にゆとりがない」「もっと働きたいが家事・育児に時間がかかり十分に働けていない」「自分の趣味や学習のための時間がもてない」となっている。

(2) 病気などのときの身の回りのこと



※上記表は、年間日数に関わりなく、該当があると回答された項目の割合を示している  
(例:養育者が病気などの時、身の回りの世話をする人「誰もいなかった」であれば、回答者 2人×100.0%=2人(世帯)に該当があることが分かる)

**養育者が病気などのときに身の回りの世話をしてくれる人は誰もいなかった**

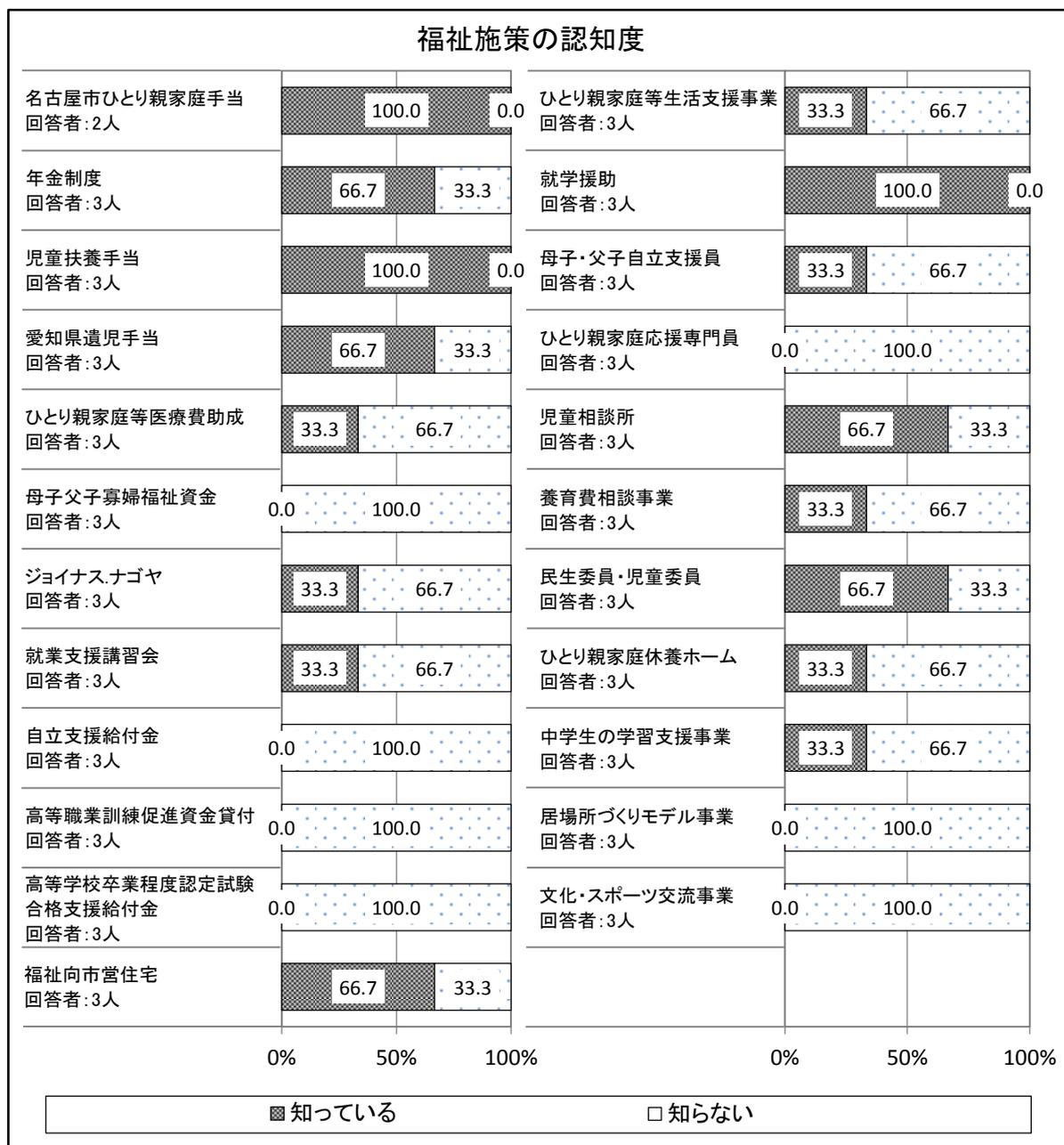
この1年間に養育者が病気などで一時的に日常生活の援助が必要になったとき、身の回りの世話をしてくれる人は「誰もいなかった」となっている。

子どもが病気などのとき、身の回りの世話をする人は、「養育者自身」となっている。

## 8 福祉施策利用・受給状況

### (1) 福祉施策の利用・受給状況と今後の利用希望

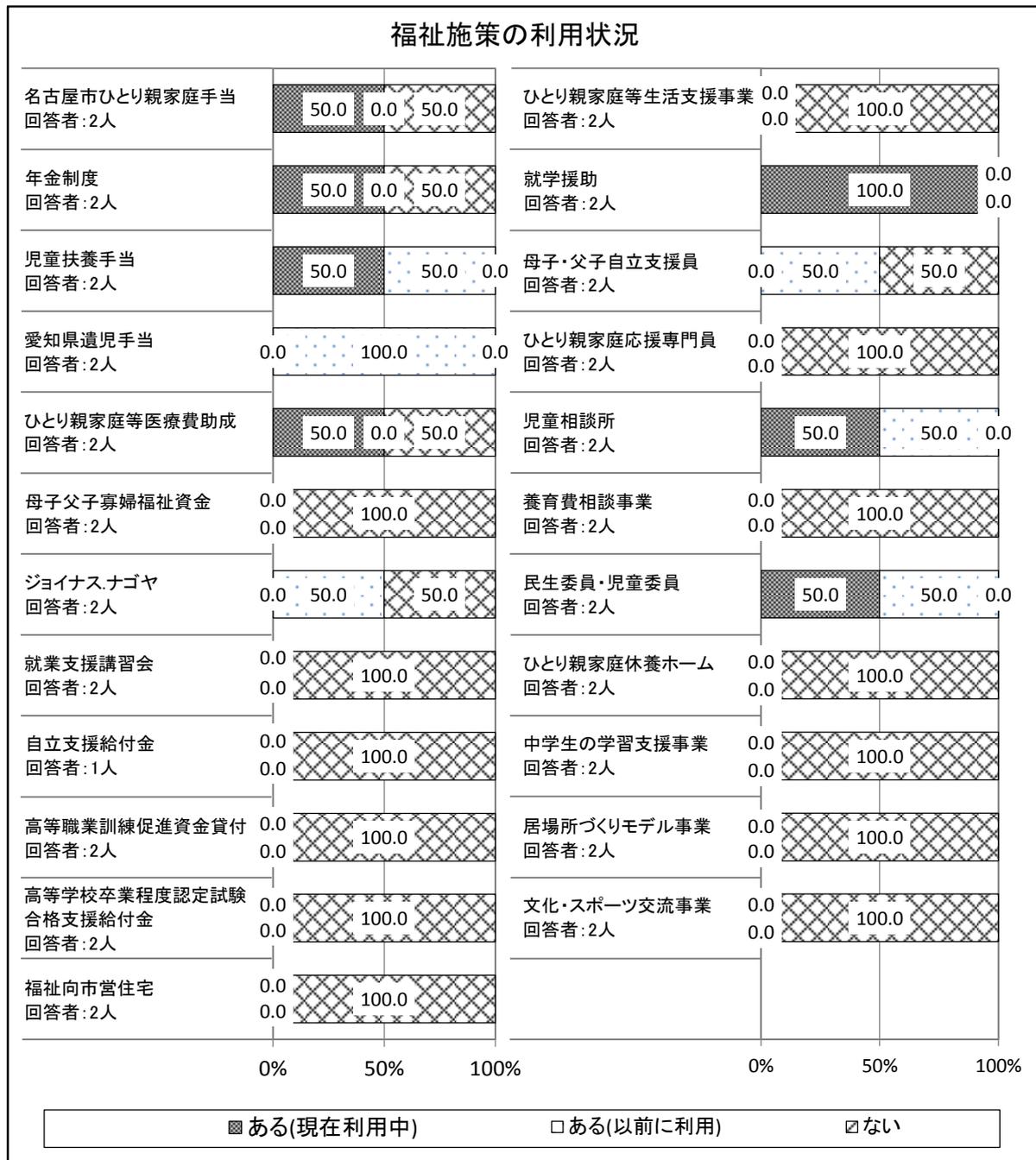
#### ①福祉施策の認知度



**認知度が高い福祉施策は、  
名古屋市ひとり親家庭手当、児童扶養手当、就学援助**

福祉施策の認知度は、「名古屋市ひとり親家庭手当」「児童扶養手当」「就学援助」でいずれも10割となっている。

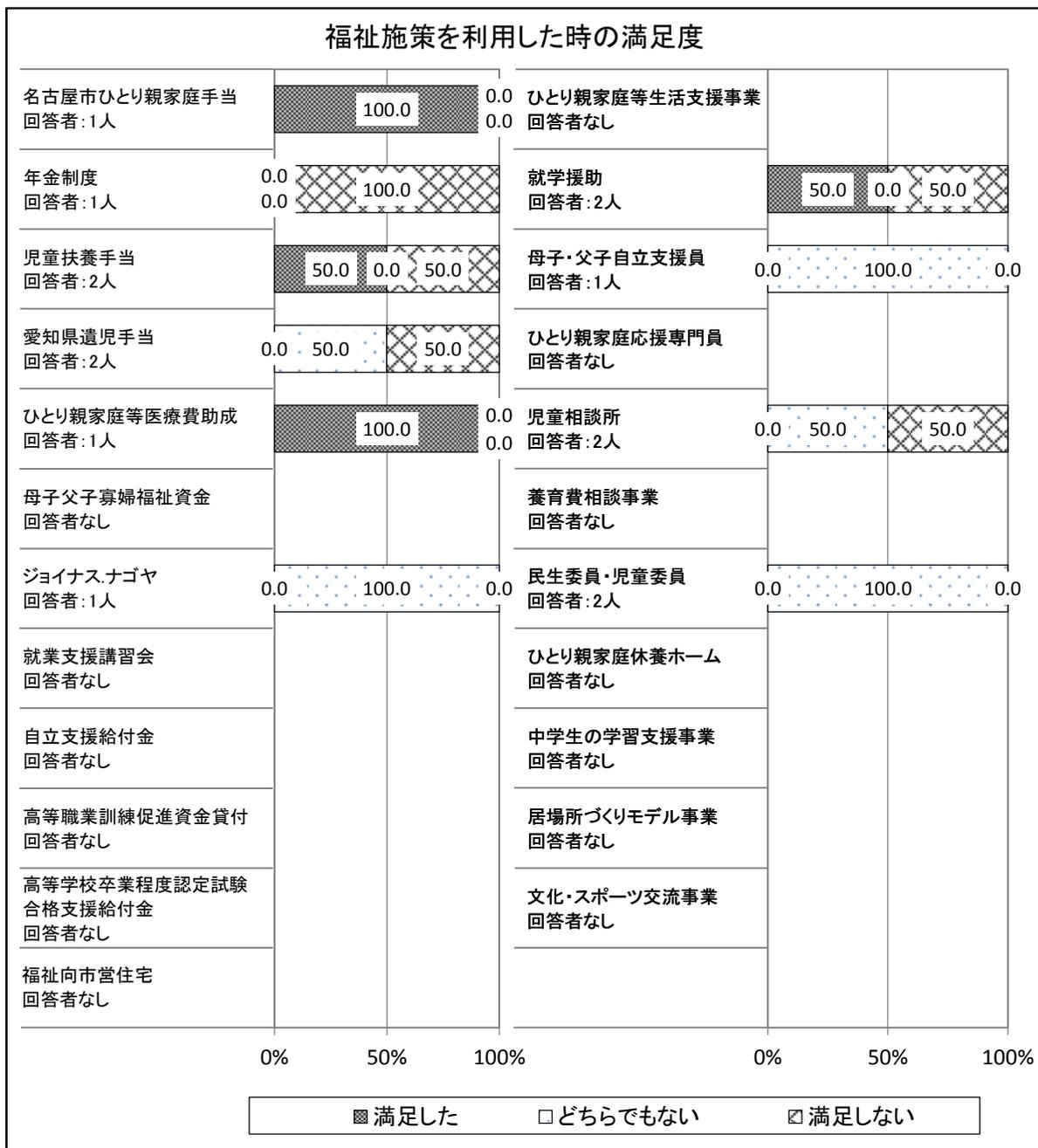
②福祉施策の利用状況



**福祉施策を利用したことがある人は、児童扶養手当、愛知県遺児手当、就学援助、児童相談所、民生委員・児童委員がそれぞれ10割**

福祉施策を利用したことがある人は、「児童扶養手当」「愛知県遺児手当」「就学援助」「児童相談所」「民生委員・児童委員」でいずれも10割となっている。

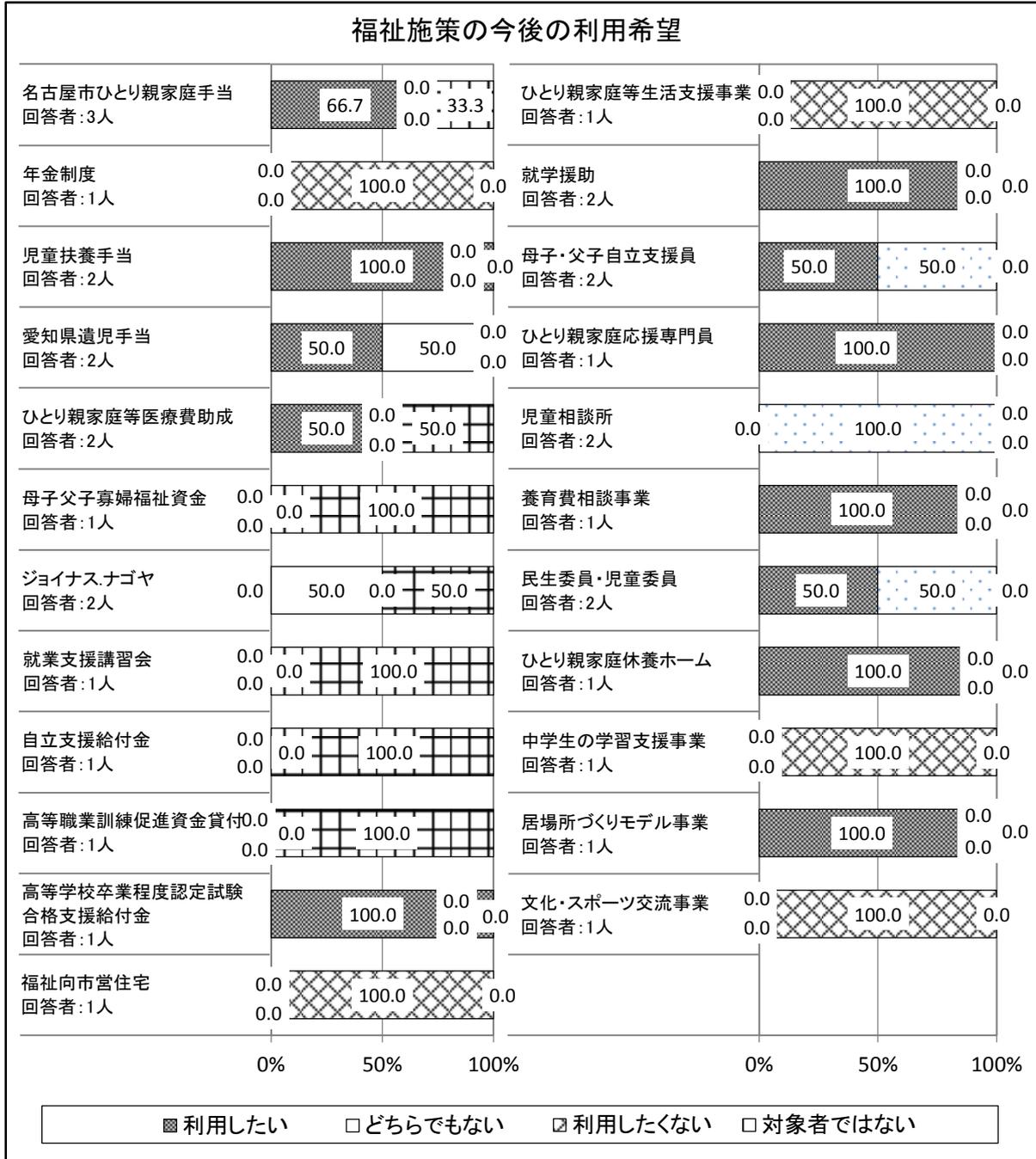
③福祉施策を利用した時の満足度



**福祉施策を利用した時、満足した人は、  
名古屋市ひとり親家庭手当が10割、ひとり親家庭等医療費助成が10割**

福祉施策を利用したことがある人で福祉施策を利用した時に満足した人は、「名古屋市ひとり親家庭手当」と「ひとり親家庭等医療費助成」がいずれも10割となっている。

④福祉施策の今後の利用希望



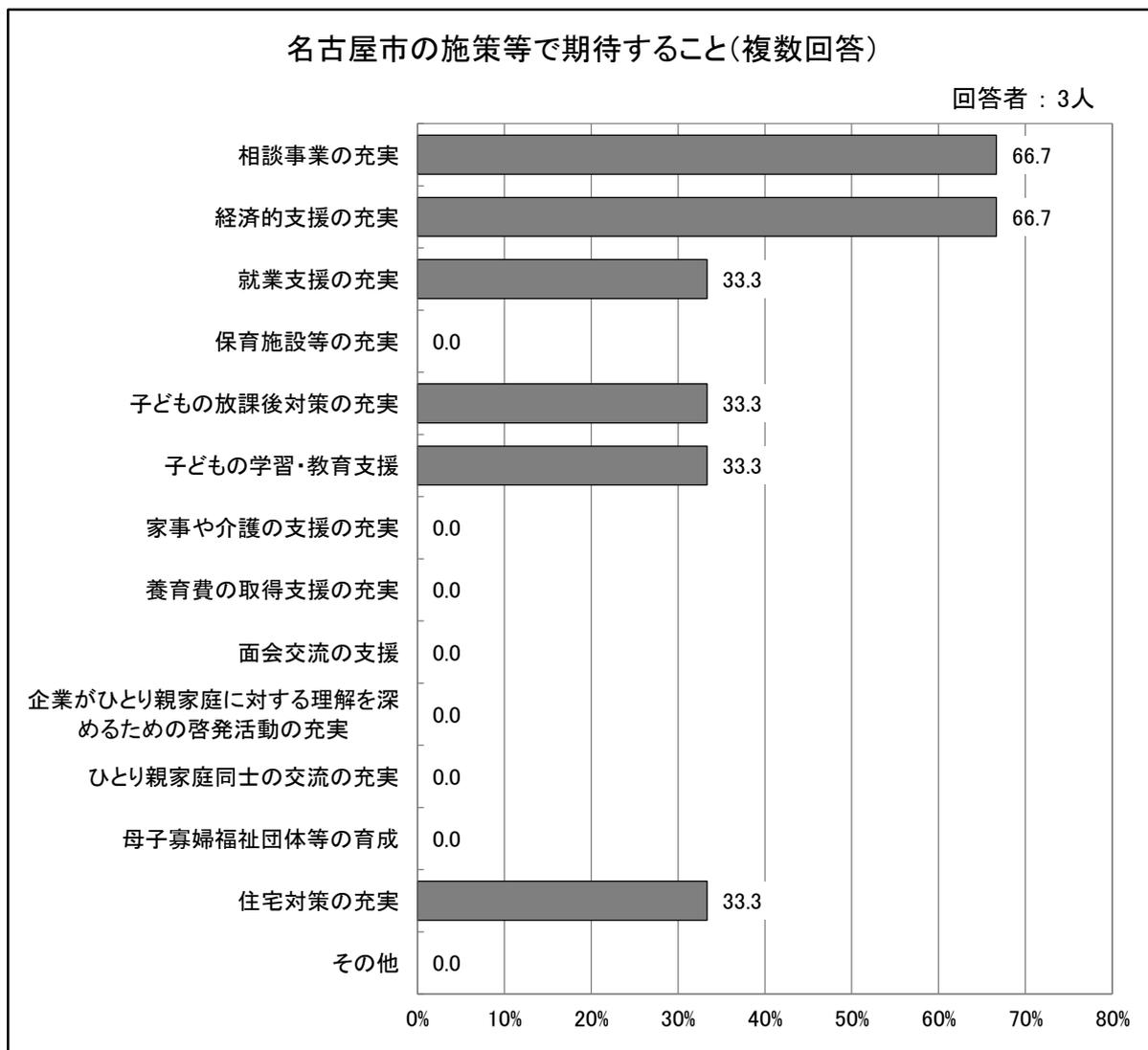
※「対象者ではない」は、「母子・父子自立支援員」「ひとり親家庭応援専門員」「民生委員・児童委員」にはない選択項目

**福祉施策の今後の利用を希望する人は、児童扶養手当、  
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金、就学援助、  
ひとり親家庭応援専門員、養育費相談事業、  
ひとり親家庭休養ホーム、居場所づくりモデル事業がそれぞれ10割**

福祉施策の今後の利用を希望する人は、「児童扶養手当」「高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金」「就学援助」「ひとり親家庭応援専門員」「養育費相談事業」「ひとり親家庭休養ホーム」「居場所づくりモデル事業」でいずれも10割となっている。

(2) 名古屋市の施策への期待

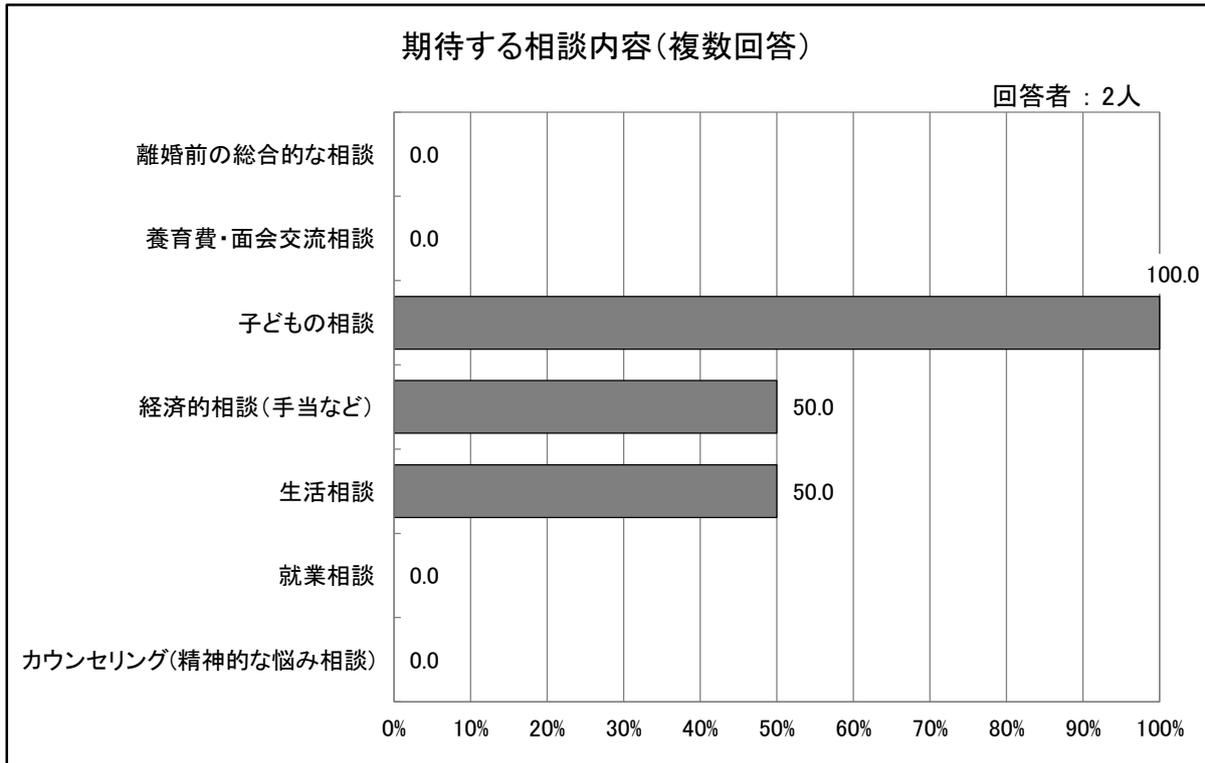
①名古屋市の施策等で期待すること



**名古屋市の施策等で期待することは、  
相談事業の充実が約7割、経済的支援の充実が約7割**

名古屋市の施策等で期待することは、「相談事業の充実」と「経済的支援の充実」がいずれも66.7%と最も多くなっている。

②相談事業の内容について期待すること



**期待する相談内容は、子どもの相談が10割**

名古屋市の施策等で相談事業の充実を期待している人のうち、期待する相談内容については、「子どもの相談」が100.0%と最も多くなっている。次いで「経済的相談(手当など)」「生活相談」がいずれも50.0%となっている。